

第二十二回国会
衆議院

地方行政委員會議録第三十三号

昭和三十年七月四日(月曜日)
午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

委員 池田 清志君 理事 前尾繁三郎君
理事 鈴木 直人君 理事 門司 亮君
理事 加賀田 進君 理事 唐澤 俊樹君
理事 櫻内 義雄君 理事 渡海元三郎君
理事 徳田與吉郎君 理事 丹羽 兵助君
理事 長谷川四郎君 理事 青木 正君
理事 熊谷 憲一君 理事 難尾 弘吉君
理事 山崎 巖君 理事 吉田 重延君
理事 川村 繼義君 理事 北山 愛郎君

出席政府委員

國務大臣 川島正次郎君
自治政務次官 永田 亮一君
總理府事務官(自治行政事務部長) 奥野 誠亮君
委員外の出席者 村会代表(茨城)
城原石下町長 関井 仁君
参考人(全国町村会代表)
金藤万佐則君
参考人(広島県)
萩原 幸雄君
参考人(全国知事会代表)
柴田 等君
参考人(全国市長会代表)
鴨田 宗一君
参考人(日本土木学会会長)
小野 哲君
参考人(日本倉庫協会会長)
矢崎 邦次君

参考人(前東京都固定資産評価室長) 馬場 蜜藏君
参考人(東京大学教授) 永田龍之助君
専門員 長橋 茂男君

七月一日

小牧市に特別交付金支給に關する請願外一件(早稻田 柳右エ門君紹介)(第三〇八三三號)

地方財政再建促進特別措置法案の一節修正に關する請願(山口丈太郎君紹介)(第三〇八四四號)

地方財政再建促進特別措置法制定反對に關する請願(原捨恩君紹介)(第三〇八五五號)

同(池田清志君紹介)(第三〇八六六號)

同(松澤雄藏君外二名紹介)(第三〇八七七號)

地方自治法の一部改正反對に關する請願外一件(助川良平君紹介)(第三〇八八八號)

同(小澤佐重喜君紹介)(第三〇八九九號)

同外一件(橋本龍伍君紹介)(第三〇九〇〇號)

同(松井政吉君紹介)(第三〇九一一號)

同(片島港君紹介)(第三〇九一二號)

同(井谷正吉君紹介)(第三〇九一三號)

同(松澤雄藏君外二名紹介)(第三〇九一四號)

同外三件(柳田秀一君紹介)(第三〇九五五號)

同(大村清一君紹介)(第三〇九六六號)

同(菅太郎君紹介)(第三〇九七七號)

同(川野芳滿君紹介)(第三一五五五號)

同(關谷勝利君紹介)(第三一五五二號)

同(鈴木善幸君紹介)(第三一五五三號)

同(安平鹿一君紹介)(第三一五四四號)

同外十一件(井谷正吉君外二名紹介)(第三一五五五號)

同外一件(柳田秀一君紹介)(第三一五六六號)

同(徳安實藏君紹介)(第三一五五七號)

同(植木庚子郎君紹介)(第三一五五八號)

同(竹尾式君紹介)(第三一五五九號)

同(山下春江君紹介)(第三一五六〇號)

同外三件(平田ヒデ君紹介)(第三一五六一號)

木材引取税撤廃に關する請願(三銅義三君紹介)(第三〇九八八號)

クリーニング業に對する事業税軽減に關する請願(橋本龍伍君紹介)(第三〇九九九號)

同(中村寅太郎君紹介)(第三一〇〇〇號)

空氣銃の所持使用に關する請願(中馬辰猪君紹介)(第三一〇〇一號)

東京都水道事業拡張工事費の起債増額等に關する請願(龜山孝一君紹介)(第三一〇二二號)

輕油自動車に對する自動車税すゑ償きに關する請願(勝間田清一君紹介)(第三一〇三三號)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

地方税法の一部を改正する法律案について、参考人より意見聴取

○大矢委員長 これより會議を開きます。

本日は地方税法の一部を改正する法律案について参考人より意見を聴取することといたします。本日御出席の参考人はただいまお手元に配付いたしました名簿の通りであります。

参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多忙のところ、各位には本委員会のために御出席下さったことに対して、委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。

なお本日は非常に多数の参考人より御意見を承るることになっておりますので、各位の発言時間は大体十五分程度にお願いしたいと存じます。それでは順次意見を承ることにいたします。

まず今回の地方税法の改正案並びに改正案以外の点について御意見を承ることにいたします。御意見を承ります。全国町村会代表、茨城県石下町長、関井仁君。

○関井参考人 御指名をいただきました意見を述べさせていただきます。

なお本日本議院地方行政委員会におきまして、地方税法の一部改正問題につきまして、私どもに意見の開陳の機会をお与えくださいましたことにつきまして、衷心から深く感謝の意を表する次第でございます。

私、全国町村会の代表でございます。従来地方税法の改正につきまして、私どもの主張であります地方制度の抜本的改革に照応いたしまして、

この改革に符節を合わせるという意味におきまして、私どもは当初府県民税の廃止を主張したのでございます。そのういたしました基礎的地方団体としての市町村の自主財源の増強等を目的といたしまして、根本的の改正を主張したのでございます。一昨年の地方制度調査会の答申以来、この点につきまして再三御要望を申し上げてきたところでございます。しかし今般御提案中の地方税法の一部改正法案によりましては、これらの基本問題に触れることはなかつたようでございます。技術的の一部小範圍の修正にとどめられておるといふことにつきましては、私ども非常に遺憾にたえず考えておるところでございます。これらにつきまして、今後すみやかなる機会におきまして根本的に再検討をお願いをいたしたい、かように懇望いたしておるのでございます。

また当面の問題といたしまして考えてみましても、今日府県制度の根本的の改革は、現実の問題としてすでに世論化したしておるのでありまして、その改革の方向はわれわれ今まで主張いたしておりましたように、府県を完全自治体として市町村と並列的に都道府県を強化していくという方向では少くともないということが、だんだん明らかになつてきておるのであります。非常にこれはけっこうなことと思つておるのであります。かりに技術的の修正を行います場合にはあります。今回のたばこ消費税率の改訂の問題に

たしまして、結果として府県に多く税源を与えまして、市町村にきわめて僅少である、こういう結果を招来しておりますが、地方制度の改革の根本的の方向から見まして、非常には逆行しておるのではないかと、こういうふうに考えられるのでございます。府県が苦しいからといって矛盾をした傾向で府県を生かして、府府を育てようといまして、これはどうしてで、さる問題ではないのでありまして、そういう点で非常には誤った傾向にあるのではないかと、こういうふうに考えられて、むしろこの増税分は市町村に与うべきものであるというのが主張でございます。

これらの根本的問題を一応除外いたしますれば、今回の事務修訂は、私どもの従来の主張であります固定資産の評価据え置きあるいは大規模償却資産の課税限度の激減緩和の措置等も含まれておりまして、この限りでは大體適当な修正と認められておりまして、この点私どもは原案の成立を要望しておる次第であります。

今回の地方税法の改正法案に對します私どもの基本的態度は以上の通りでございますが、これを前提といたしまして、本法案中の修正要望事項を述べますと次の通りでございます。

第一点、先ほど申し上げましたように、最も重要な点はたばこ消費税の増額分が、大部分府県収入となることの修正でございます。三十一年度からたばこ消費税が市町村分百分の九、府県分百分の八と改訂されます結果、増収分約八十八億円の九割以上が府県の増収となり、市町村におきましてはわずかに七億円の収入増が見込まれておる

にすぎない状態でありまして、同じように窮乏いたしまする地方財政に對しまして、あまりにも不公平な措置といわざるを得ないのでございます。むしろ前述の通り、将来の地方制度改革の方向を考慮いたしまして、今回の増額分は原則として市町村の税率の引き上げに充當すべきものであり、府県の財源の不足は別途交付税等の調整財源で処置すべきものと私どもは考えておる次第でございます。

第二点、これは本会がかねて要望しておりました非課税及び減免の特例条項の問題でございます。これらの整理縮小がほとんど考慮されてないというところでございます。近年相次ぐところの非課税及び減免範囲の拡大によりまして、地方団体は既定税率の確保にも不安を感じる一面、非課税はまた非課税を呼ぶという傾向が激化をいたしまして、税務行政の運営も非常に複雑かつ困難をきわめておる状況でございます。国の政策に基く税率の減免は当然

国税をもつて処置すべきものであり、地方税体系を著しく不平等ならしめるものではない、かように考えております。たとえば政府の当初原案のごとき、各種協同組合等に対しましても均等程度は当然課税し得るものとする等の配慮が望ましいと思われるのであります。

次は第三点でございます。従来から問題となつております給与所得と事業所得の課税上の不均衡の是正でございます。今般の改正法案におきましては、ほとんど考慮されておらぬ模様であります。町村の税務行政運営上の最も困難な問題の一つとして十分な御検討をお願いする次第でございます。

もちろん本件は基本的には国税の問題であり、また今般の所得税法の一部改正等で勤労控除の引き上げ等多量の調整はなされておるようでありまして、なお実情に即せざることはなほだしい状況にありまゝるので、あるいは町村で自主的に所得の再計算をなし得る道を開く、これは非常にむづかしいことでございますが、こうした方向において何らかの調整の方法を案頭に即して御研究をお願いしたいのでございます。

次は要旨の五でございますが、この機会に付言いたしたいことは、最近町村の既定税率が軽々に削減あるいは収奪を受けておるのであります。こういう動きが現在の傾向として見受けられるのであります。現在たとえば蒸間伝えられております本引税の廃止運動のごときを事例として見ますならば、こういう問題もなお一応慎重な態度で御研究を願いたいのであります。

今日の地方税体系で農山村の税率となる適当な税率に乏しいことは御承知の通りでございます。確実な財源も求めがたいのが現況でございます。しかも交付税制度は国の財政事情を端的に反映いたしますために、現存する財政需要の手当すら非常に不十分な状況でございます。しかもおくれた町村の行政水準の向上が全く考慮されてない。従つて町村の既定税率を交付税に振りかゝるといふことは、全く似て非なる結果をもたらすものでございまして、町村自治の発展に逆行するものといわざるを得ないのでござい

ます。税を再検討する理由といたしまして、偏在が問題とされておる場合が多いのでございますが、少くとも非常

に発展のおくれた町村に對しましては、行政水準の向上を前提といたしまして配慮せられたい。もちろんこのことは現在の交付税の算定、配分上でも大きな欠陥となつておるところでありまして、早急にこれの再検討が望ましいのでございます。大抵私どもの陳情申し上げる点はこれに尽きておるのであります。今般の一部改正にいたしまして、先ほど申し上げましたような私どもの主張はございまして、なるべく一歩を進められまして、改正の手順をいち早くつけられますように要望を申し上げます。

○大矢委員長 次に、遊興飲食税に関する問題について御意見を承ることにいたします。

広島県におきましては、遊興飲食税の徴収に当り公給領収書制度を実施しているとのことでありますので、この実施状況並びにその実施後の徴収成績等について、まず広島県の税務課長萩原幸雄君より意見を承ることにいたします。萩原幸雄君。

○萩原参考人 本日遊興飲食税の問題につきまして、実際の徴収に當つております側といたしまして意見を申し上げます。厚くお礼を申し上げます。

ただいま委員長より、遊興飲食税の公給領収書の発行状況その他につきましての意見を求められましたので、この点につきまして大體の状況をお話し申し上げます。

御承知のように、遊興飲食税につきましては、現在地方税法におきまして、果の条例で規定いたします上では、領収書

の交付義務を特別徴収義務者に課することができるよう体制がとられております。これによりまして、広島県におきましては、現在一割の税率を適用せられます業態のうち旅館以外を除きまして、その他の業態につきましては公給領収書の義務を条例で課しておるわけでございます。結局芸妓の花代に對するもの、それから二割の税率の適用を受ける料理店、貸席、カフェ、バー、それから一割の税率の適用を受ける旅館、この部分につきまして、公給領収書の交付義務を課しておるのであります。実は昭和二十五年以来、遊興飲食税につきましては領収書交付の義務は、特別徴収義務者に条例で負わしておつたのでございまして、實際に履行されます状況は必ずしも完全でありません。業態によりまして、公給領収書を発行するの不可能な業態と目せられるものにつきましてはこれをはずしまして、そして公給領収書を発行できる業態に限つて、そのかわりに完全履行を求めたい、こういう関係で、ただいま申し上げたいわけ

で、ただいま申し上げたいわけは、大衆飲食店、喫茶店等をその業態からはずしましたのは昭和二十九年年度からでございます。昭和二十九年年度からという新しい体制になりました。関係業態にこれの協力を求めまして、大體一年を経過したわけでございます。

この状況を申し上げますと、該当になります業者の数は大體二千六百件でございます。このうち完全に発行されておるのは二百八十五件でございます。これが率にいたしまして一割八厘という数字になっております。それから発行はしておるが、必ずしも完全でないもの、これが九百十二件、率に

たしまして三割四分六厘でござい
ます。残りの千四百三十七件、率にして
五割四分六厘でございしますが、これが
全然発行しておる形跡の見られないも
の、こういう状況になっております。

それから発行を全然していない、条
例上の発行義務を履行されておらない
ものの理由でございしますが、これは全
部につきましてはなかなか調査が不十
分でございしますが、約三百件ばかりに
つきましてのアンケート式の調査によ
りますと、大体その主たる理由は、そ
のうち約二割内外の業者につきまして
は遊興飲食税を客から徴収したい、
従って県の公給徴収書というものは差
しにくい、こういうものでございま
す。それから客がそういう公給徴収書
を好まない、結局遊興飲食税というも
のをほつきり徴収書に記載をして、こ
れだけ遊興飲食税を取るのだという形
にするとお客がいやがる、こういう理
由によりますものが約二割でございま
す。それからこういう徴収書を発行す
る手間がない、それだけの人手がな
い、こういったものが一割五分程度で
ございします。残りは記載がむずかし
い、煩雑だとか、いろいろ理由をあげ
ております。大体大きな理由をあげて
おりますのは、ただいま申し上げまし
た三つのものでございします。

飲食税について必ずしも関心が高くな
いという問題がございしますが、こうい
う徴収書を発行することによりまし
て、特別徴収義務者自身、及び従来か
ら必ずしも関心が高くないと言われて
おるそういうお客、行為者に対してし
て、この税に対する認識を非常に高め
るのに役立つおる、これが第一点で
ございします。

それから第二点は、申し上げるまで
ありませんが、課税に当りまして非
常に課税標準の把握が案でございま
す。それから完全に履行していただ
けただくほど、特別徴収義務者との
間にトラブルがないわけではございま
す。そういうように課税が容易であ
り、そういう煩雑な問題を起さないとい
うこと、並びにかえってこの完全履
行の程度が高ければ高いほど特別徴
収義務者間の均衡が保持できる、こう
いうことでございします。

他方この制度によりまして若干検討
すべき問題がございします。第一の問題
といたしましては、御承知と思いま
す、遊興飲食税の特別徴収義務者は、
遊興飲食税を実際に徴収するといなど
を問わず、徴収すべき金額を県に納税
することになっております。従いまし
て一例を申し上げますれば、売掛金を
生じております場合に、やはり行為の
時期によりまして売掛のままで遊興
飲食税を県に納入をしてもらうこと
になっております。こういう場合に、こ
の徴収書だけでは売掛の場合の期間の
ズレを生ずる。従ってこの徴収書を
発行いたします場合に、他方この徴収書
だけにたよりきれませんが、そういう
行為が現実にあるという何か証拠がほ
しい、こういうことになるわけであり

ます。従ってこの問題につきまして
は、広島県におきましては徴収証は一
組が三枚つづりになっております。そ
して第一葉が徴収証の写しで、これは
特別徴収義務者の手元に残ることにな
っております。第二葉は徴収証ではご
ざいませんで、同じものを記載するの
でございしますが、徴収証をまだ発行し
ていないけれども、これに記載してお
くので計算書と称しております。第三
葉は、徴収の場合に納税者に渡すとい
う格好になっております。そういう計
算書兼用のような様式のものを用い
たしております。そういう広島県で採
用しておりますものが妥当かどうかの問
題がございしますが、何かの方法でそう
いものが要る、徴収証だけではたよ
れないという一つの問題点が残ってお
るわけでありまして、それからもう一つ
の問題といたしましては、各業態によ
って出しい徴収証というものの形態を
異にしてありますが、実は本県におい
てはただいまのところ一つだけの徴収
証を規定しておるのでございします。将
来の問題として、たとえばカフェー、
キャバレー、バーといったところで使
いやすい徴収証というものは、現在の徴
収証とは違ふのじゃないか、同じ徴収
証ですべての業態は完全に律し切れな
い、こういう考え方のもとに検討中
でございします。いずれにいたしまし
てもこの徴収証につきましては、非常に簡
易でかつ業態に見合ったものを考へて
いかなければならないというふうにと
考えておるわけでありまして、なおこの
徴収証は県費で印刷をして、無料で特
別徴収義務者に配付いたしてあります。

以上、大体本県でやっております状
況並びに一、二の問題点を申し上げた
わけでありまして。

○大矢委員長 次に旅館業の代表金藤
万佐則君。

○金藤参考人 御紹介にあずかりまし
た広島県旅館料理業者でございしま
す。急な呼び出しのために適当な資
料を持ち合せませんで、お話が少しは
らばらになるかもしれませんが、お許し
を願いたいと思ひます。

ただいま本県の税務課長から非常に
合理的な運用のようにお話があらわ
けであります。が、実際問題として
この税金の問題は、広島県に限らず全
国的に大へん不満が出ておるので
あります。このことにつきまして先般
地元新聞社から私に何か不満があれば
しゃべってみたいかというところでし
ゃべったことが、ちよつと新聞にどろ
ろこ行政として書かれたのであります。
これは私のしゃべった内容とは少し違
うのでございしますが、それを一応説
明させていただきます。文章が煩雑
ですから、飛び抜いて申し上げます。

「現在遊興飲食税は地方税として地
方自治体の重要財源であり、遊興と飲
食が二つに分れたものでないので、料
亭、キャバレー、芸者というものを
喫茶、食堂に至るまで百円以上のあん
みつにも税金がかかるわけである。現
行税率は一応標準税率として芸者の花
代、料理屋、貸席、キャバレーでは
二割、旅館の宿泊料金は一割という
のであるが、この二割、一割という
のも、その標準は場所と店とによ
ってまちまちであるため、各府県ごと
に財政状態により課税のアンバランス
が生じ不公平を生んでいる。大衆旅館
(免税店)で料理屋的な風俗営業が行

われたり、料理屋が大衆食堂と称して
裏座敷や二階で宴会を行なったり、は
なはだしきは官庁、公共団体、大会社
の寮と称して料亭的営業(風俗営業)
が行われる始末である。こんな実態が
つかめないものにかける税金だから、
必然に不公平と不満のデモコ課税と
なる。あらゆる税金のうち最も不明朗
なものというべきである。県当局は苦
しまぎれに実態課税とはいふものの、
実際には予算課税となり、大きな店、
著名な店にしわ寄せされ、とりや
すいところから取り立てるのである。こ
ういった徴収税だから幾ら観光宣伝をや
っても遊興税の面で阻害され、隣県に立
ちおくれしているのが現実である。……
遊興飲食税はそれ自体、一般に高い税
金だということにはよくわかつてい
るし、お客さんから徴収が困難だとい
うところに無理がある、お客さまも払い
やすい税金ならみんな協力するのであ
る。とれないような税率をかけるか
ら、実際にとれない分だけ自己の出血
による納税となる。これをのがれんが
ために看板にいつわりの店ができる。
たために看板にいつわりの店ができる。
登録業者が少なくなつて「やとな」とな
り名義をネコの目のように変えたりし
て不健全な店がウヨウヨできる。大体
こういうようなことを記者が書き取
つたわけでありまして。

この問題をここに説明いたします
と、最初の税率の問題であります。こ
れはただいま申しましたように、お
客から、実際徴収不可能である税率を
規定しているために、こういう問題が
あるわけでありまして、これはよく御
存じの事でありまして。従つて業者は
この税があるために、とれない分を徴
税吏員におどかされて泣く泣く出血納

税をするということになります。これをのけるために業者は登録をやめて「やとな」になっておる。そういったことが現われてくるわけであり

次に政令七五以後の不合理であります。今申しましたように大衆旅館とか大衆食堂とか、また場所的な免税店を行うために、これに入れない者に不満があるということであり

それから徴収方法の不公平の問題であります。二割業態である料理屋とキャバレー、バーがひとしく二割課税されるならよろしいのでありますが、これが業態によって違つておる。はな

はだしいのは業者には花代という十割課税があるのに、キャバレー、バーのダンサーには税金がありません。こういった不合理があります。

次は領収証の問題であります。先ほどの税務課長のお話のように、広島県においては三枚複写の領収証が行われております。これは三枚の複写であるために、即日現金でお払いになるお客の分に対しては払いやすいのでありますが、実際料理屋とか高級旅館とかは千五百円以上は大体集金が多いのでありまして、売掛になるために帳簿上取

体青色申告業者は私製のものを使つております。私個人の立場から申しますと、計算書は私製であり領収証は官製を使つております。ただし今申しました会社関係においては会社のものでなければなりませんし、それを加えると三重に発行しておるわけであり

では、今申しました現行税法のいろいろな不合理な面を合理化するには何かいい意見はないだろうかということ、私の個人的な考え方を述べさせていただきます。これは必然的に、先般自治庁から出されました自治庁案の批判になります。

最初に領収証問題であります。自治庁が考へた領収証がいかなるものであるかはつきりわからないために、一応広島県が行なつてゐるような領収証と仮定してお話いたします。今申しましたように、領収証というものは、現在の税法から申しますと、現金を受け取つたときに発行することになっておりますが、実際これを把握する

ということでは——いわゆる請求書でございませう。これでもって実態を把握し

らこれはあくまでもさつき申しましたと

う原則のもとに行わなくてはならない

と思ひます。実際問題として官製の領

収証というものはこの業界だけに残さ

れて、私は非常に不愉快であります。けれども、万やむを得ぬとなれば、それ

るためにはわれわれ業者みずからの納

税意識も向上しなければなりません。けれども、自治庁そのものが業者をかわ

いがつて税の根源をつぶさない——や

はりかわいがつてやらなければタケノ

コも成長いたしません。そうしてそう

いう免税点その他にそれぞれ陳情があ

れば検討していただいて、ぜひ実行し

てもらいたいと思ひます。

私は個人的に二割業態であるために

他の業種についてのいきいきがよくわ

りません。それでただいま広島県の実

情とわれわれ業者の要望というものを

申し上げたのであります。

○大矢委員長 ただいままでの参考人

の御意見に対して何か質疑はござい

せんか。

○丹羽委員 私は広島県の税務課長さ

んに一つお尋ねを申し上げたいと思

ひます。税の対象になるのは二千何百軒

で、徴収領収証不発行のところは五割

四分六厘である、それでそれらの内訳

の御説明がありました。この徴収領

収証を出しておらぬところの業者に対

しては、どういふ方法で課税して

おるかというところを一点お尋ねいた

したい。

それからもう一点お尋ねをしたいの

は、ただいまの金藤さんのお話にもあ

りましたように、いわゆるこの税は行

為税であるからして金が納まらない、

だから金を徴収することができなけれ

ば納めることはしなくてはならないよ

うな御意見があつたのであります。ま

た課長もそういうことを言つておられ

るが、そうすると行為税ということに

なれば、金をとるならぬは別として、

その行為そのものに對する税になるわ

けであります。たとえば広島県等で

それが全然払われないというときに

は、県はどういふような処理をしてい

らつしやるか、この二点を課長からお

聞きしたい。

ろんそういった荒掛等によりまして、現実の問題として現金経理に非常に困つておる、こういうような場合におきましては若干期日滞納になったり、あるいは徴収猶予制度等を適用して参りまして、いろいろ実際に即応するよう努力してゐるわけでございます。

○丹羽委員 重ねてお尋ねをいたします。先の問題ですが、なるほど基準になる点を役所でお調べになる、しかしながら、現実の問題としてなかなか突進を把握することはむずかしい、そこで各業界の代表者等を集めて、無理な割当制、組合それぞれに割当制の徴収がなされたのではない、額の割当をもつて半強制的な徴収を行われておられる事実をときどき他府県においては耳にいたしますが、そういう点はあなたの県においては全然ないかというところをお尋ねしたいと思ひます。

第二点は、ただいま現実の問題として行為税であるがゆえにあつて一カ月とか二カ月おくれで猶予の間を見ることがおつしやいますけれども、今まで正規の領収証に記載されておつてもこのことできぬような問題が起きておる、こういうときの処置は今までどのようになつておつたか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○森原参考人 課税に当りまして領収証等が発行されておらない場合、そのため課税標準の把握が困難である場合、組合等を通じて強制割当をやつておるのではない、こういうお話でございますが、本県におきましては組合を単位にいたしまして遊興飲食税の個々の額の問題を決定することは全然いたしておりません。従ひまして個々の特別徴収義務者個人々々につきまし

て、話し合いはこういうわかりません、場合あるいは何か不完全ではないかというふうな場合には、個人々々の業者につきましては話し合いをいたしております。従ひまして徴収当局の方におきましてこの程度は課税標準があるのではない、か、こういうふうな場合におきましては、その当該特別徴収義務者になるべく納得してもらつた方向で話をしておるわけでございます。ただ本県におきましては、職員が約六百、遊興飲食税につきましては約百五、六十人が担当いたしておると思ひます。そういう職員の中には、何か話し合いをしておる間におきまして、特別徴収義務者に不愉快な感じを与えたり、あるいは強制割当じゃないかというふうな感じを与えたりする場合があります。ある本の方針をいたしましては、そういう割当というふうなものを行わない方針で進んでおります。

それからどうしても客からとれなかつた場合、これはどうしておるか、こういう問題でございます。現実の問題にはあるかと思ひます。しかしながらこの問題につきましては、いろいろな事情を勘案いたしまして、納期をおくらせたりいろいろやつておるわけでございます。最終的に強制徴収の方法をやるかどうかという問題に帰結すると思ひます。しかしこの強制徴収につきましては、納税特別徴収義務者が非常に悪質である、なかなか話がわからぬ、こういうふうな場合には、やる場合が多々ございます。ただ滞納になつておる、それだけで直ちに強制徴収をする、こういう方法はとつてはおり

ません。いろいろの事情を勘案いたしまして、それで徴収の時期等について検討しておるのでございます。従ひましてそういう御質問のような事例が現実にはありましたがどうか、ちよつと私自身そういう実例が見当たらないのであります。そういう場合におきましては、もちろん業者の立場を了解いたしまして、直ちに強制徴収をするというふうな方法には出ておらないと思ひます。

○丹羽委員 簡単にもう一度お尋ねしておきたいと思ひますが、なるほどその税の割当は、個人々々に話し合つて割当をせられたことには無理はないと思ひますが、その割当をせられるときに、組合等の幹部の中にいれたら、あるいは組合等を通じて割当について組合が干渉する、各業界の代表たるものが干渉するかどうかということであり、それは申し上げるまでもなく、国税といわず地方税といわず、団体交渉その他そういうものの存在を許されないことになつておるもので、この場合において、組合等が入つて割当をするというふうなことはおつしやらないだらうと思ひますが、現実の問題としてやつぱり税を適当にとつたとすると、スムーズに進めていくとすると、そこにそうした取りまとめ的な役に立つものが必要なように私どもは考えるわけであり、そういう点はどうかということ、一つお尋ねしたいと思ひます。

最後に、あなたにお尋ねすることは少々無理かと思ひますが、私の特にきょうお尋ねしたいのはこういう点であります。この税金が遊興飲食税といわれておる。先ほど金蔵さんのお

話の中にもあつたと思ひますが、現在遊興の方に課せられることは一応考えられますけれども、飲食に税が課せられることは、きわめて矛盾のように考えられる向きがある。そこで現在の税金は遊興飲食税といつておるが、税を徴収せられる側の立場からいって、将来においてはある程度飲食の方には免税ということを考えるべきではないか。遊興にはすつかりかけても、飲食の方だけには将来は考えてほしいというふうなことを、県の徴税の立場においてお考えになつたことがあるかないかというのを、私は一つ参考のために承わらしていただきたいと思ひます。

○森原参考人 業者の組合の幹部等にいろいろ話をして、遊興飲食税の課税額の決定等を行う場合があるのではないかと、いう重ねての御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、個々の特別徴収義務者の課税額につきまして、組合幹部に話をすると、これは絶対にございせん。ただ特殊の組合等が組合員全体を統制をとりまして、たとえば出納閉鎖間近になつてしまつても、一斉に滞納金を完納しないというふうな大きな動きを組合全体としてやる、こういうふうなときには、もちろん組合の幹部に對しまして折衝することはございせん。ございせんが、これはそういう統制をしたことについての折衝でございせん。課税額の決定に當りまして、あるいは納税計画の推進につきまして、個々の特別徴収義務者によりまして個々の事情があるの、ございまして、おしなべての事情というものは、通常の場合では考えられないのでございせん。個々の

その特別の事情というものを考慮して検討すべきわけでございせん。組合の幹部にそういうことを干渉せるといふことは全然いたしておりません。それから遊興飲食税につきまして、飲食部分については将来の問題として、実際の課税を相当しておるものと、してどういふ考えを持つか、こういう御質問でございせん。申し上げるまでもなく、遊興飲食税という一本の税となつております。その場合に課税に當りましての奢侈的な面というものを考慮すれば、遊興と飲食とに相当のアンズの差はございせん。段階ごとにすれば、相当の開きがあることは確かでございます。従ひましてこれを現実的な遊興税にして、飲食部分を課税しないという方法も、将来の問題として考えられるだらうと思ひます。しかし飲食の部分につきましては、御承知のように業者を入れて遊興する場合、これははっきり遊興ときまひますが、そうでない行為の場合に、その飲食部分をいかに規定するか、これを税法上課税するかしないかということをはつきり区別される場合に、その行為の区分をどこで定められるだらうか、こういう非常に厄介な問題を持つておるのじやないかと思ひます。それから、他方飲食をそういうふうな考へて参りますと、宿泊も家庭の延長ではないか、旅館における宿泊は家庭の延長なんだ、これは遊興ではない、旅に出れば寄泊しなければならぬのは当りまえじやないか、こういう議論が出て参りますと、同じ宿泊でも、宿泊する場所によつては相当気分的に相違があるの、ございせん。その場合にその宿泊と

の關係をどうするか、それから宿泊それ自身にもある程度内容によつては相違があるのじゃないか、こういうふうな問題が、いろいろ實際問題の解決に当りましては、非常に重要な問題として残るのじゃないかと思つております。そういう問題が片方で残ります。片方では御承知のように、現在市町村、府県を通じて非常に財政難にあえいでおります。従いましてこの問題もただ税法だけで税としてのみ議論ができない状況にございます。重要な財源確保の手段として考えていかなければならない。そういう意味では一番重要な時期にございます。従いまして

そういう御意見もありましようけれども、他方ではそれをどういう財源で地方財政を補つていくか、こういう問題もございまして、いろいろ関連する問題が多々ございしますので、これには相当慎重に検討する必要があるのではないかと、こういうふうな考へておる次第でございます。

○鈴木(直)委員 ちよつとお伺ひしてみたいと思います。果が遊興飲食税の予算を組む場合に、どういふような基礎のもとに總予算を組み込んでおられますか。

○森原参考人 遊興飲食税の予算を組みますのは、御承知のように当初予算を組みますときは、大体一月ごろに――歳出はもっと早くから手をつけますが、歳入面は大体一月に固めるのが通常でございます。従いましてたとえば昭和三十年度の予算を組みました場合には、昭和二十九年度の夏から暮れにかけての現実の調定実績、こういうものをつかままして、それに基づきまして、翌年度の物価指数その他の異同等

を考慮いたしまして、そして三十年の三月から三十一年の二月までの推定をいたしまして組む、こういう格好にいたしておるのでございます。

○鈴木(直)委員 そこで組まれた予算に基いて現実に徴税する県内における徴税課ですか、あるいは徴税事務所の方面において徴税をする場合には、予算というものは全然関係なく、下から積み上げられたもので徴税するのか、あるいはある程度度きまつた予算を確保するということを目標にして徴税するのか、徴税するものと予算との關係、それをお伺ひしてみたいと思ひます。

○森原参考人 予算に組みました遊興飲食税の収入額と、實際徴税に當つての課税方針との關係の問題でございまして、率直に申し上げますと予算には全然關係せずに行つております。予算には全然とらわれておりません。御承知のように売上課税であります。売り上げの實際、帰趣いかんによつて考へて課税をいたしております。中途で、たとえば一度考えました遊興飲食税の収入額が景気が非常によくなつて自然増収が考えられる、こういう場合には追加財源といたします。逆に景気が悪くなつてこままでともいかなる、こういう場合には追加更正で減額をする、こういう方法が正しいのでございまして、そういう方法でやつております。

○鈴木(直)委員 二、三年間における予算と實際徴税した總額との比較は広島県はどんなふうになつておりますか。

○森原参考人 ただいま手元に昭和二十八年度と昭和二十九年度と二年分しか資料を持っておりません。これも滞納繰り越しの部分についてはございせん。その当該年度において課税をしたもののだけの数字しかございせん。昭和二十八年度におきましては予算額が二億八千六百万、収入額が三億ちやうどでございます。それから二十九年度におきましては、予算額は、端数がございまして、三億ちやうどでございます。収入は三億一千二百万でございます。

○鈴木(直)委員 その徴税を現にする場合に、条例でございましておる課税標準額というものがございまして、それを決定する場合に、その収入の査定をする場合に、県全体としてはこの程度の収入にするとか、あるいは収入をもつと下げるのか、あるいは収入をあらかじめやつて、そういうその全体の予算の目当をきめるというふうなことをやつておるところもあるやうであります。そういうことは県全体の遊興飲食に対する収入はこれだけである、従つてこれに税率をかけることの程度になるのだ、それでは予算には少し足りない、もっと収入を多くしてみようという、予算ととんとんになるとか、そういうふうな遊興飲食税の収入のきめ方を、予算と比較して左右するといふやり方をやつておるところもあるやうに感ずるのですが、そういう点はないのですか。實際において行われた収入といふものをそのままにしているのか、収入といふものを予算額に應じて上げたり下げたりするのか、そういうやり方は絶対したことはありませんか。

○森原参考人 私現在の職務を持ちましたのは昭和二十八年度の夏からござ

います。私が担当いたしました二十八、二十九年度に関する限り、ただいまおつしやられるようなことは、全然そういう例はございせん。

○鈴木(直)委員 それから調定額といふのはどういふふうにして決定するものでございせんか。

○森原参考人 これは先ほどの御質問にもございまして、個々の調定額と申されまじうが、個々の特別徴収義務者の納入すべき額の問題だろと思ひます。御承知のようにまず申告が出て参ります。申告は出て参りますが、大体本県におきましては、時期によつて多少の変動がございまして、週に一回ないし二回は個々の特別徴収義務者の家に調査に参つております。従いまして一ヶ月間のある程度の資料というものは、その調査時期につかんでおるわけでございます。それから翌月十日までに申告が出て参ります。そのときに申告してきた額が、徴税当局の方でやりました調査内容とは合致しておる、こういう場合には申告通り是認をしておるわけでございます。そうでない場合にはおきましては、こちらの持つておる資料を説明いたしまして、そして個々の業者につきまして、この申告は妥当を欠くじゃないか、こういう話をしているわけでございます。そういう話が出まく納得してもらえれば修正申告を出してもらいます。それが不可能だといふ場合、県の方の調査にも確信がある、こういう場合には更正をして参るわけでございます。その調査内容は先ほども申し上げましたように、直接売り上げの調査をいたします、あるいは間接に仕入れ等の調査、従業員の数等から考へていたり、適に行爲者

これは会社、官公庁の場合が主でございますが、行爲者の方からそういう行為をされた場合の会社側の帳簿その他を見ますと、領収書その他が出てくるわけでございます。そういうものから、裏から売り上げを推定していく、そういうふうないろいろな方法によりまして、売り上げの推定に努めておるわけでございます。

○鈴木(直)委員 私の聞いたのは實に不確実なことであつて、實際のことではないのですが、ある都府県においてはこの税率のままで課税してそのままとするといふと、かりにそれを予算に組めば百億になる、ところが實際においてこの税率が非常に高いために、売り上げ確定のものをすつと下げて、かりに五十億ということを標準とする。そして五十億の標準にすれば現在の税率のままでいくよりもつと低い税率で済むのだ。ある都府県では實際においてこの法律のままだとすると、百分の三十とか四十くらいしかほんとうは調定額にしていない、すなわち調定する場合に、實際の売り上げを百分の四十にすつと下げて、そうして調定して課税をしているのだ、それをこの法律のままだにしたならば、どういふこれはやり切れないという情勢である。また財政から見てもそれほど要らないといふことから、府県の収入から見ると百分の四十か三十くらいの税を果はとつておる、それで十分なのだ、だからこの税率では高いのだ、調定額は實際の売上額をそのままに認めて、そしてその税率をすつと下げて、その税率の分はうんと嚴重にとつていくといふ方がいふのじゃないか。税率が高過ぎるものだから、売上収入というものを

これは会社、官公庁の場合が主でございますが、行爲者の方からそういう行為をされた場合の会社側の帳簿その他を見ますと、領収書その他が出てくるわけでございます。そういうものから、裏から売り上げを推定していく、そういうふうないろいろな方法によりまして、売り上げの推定に努めておるわけでございます。

ずっと安く調定をして、現に業者にはあまり不満のないようにしてやっていると、すなわち現在の税率は非常に高過ぎるのだ、このまま実行したならばどうして業者はやっていけないんだ、だからしもっと下げて、そうしてはんと上の売上高をその通りに認めて、税率ももっと下げて、そうして今の領収証のような制度も一つの方法であるけれども、それをやってみればお互いが気持ちいい税をとることができるのだ、こういう話を聞くのです。従ってこの調定をする場合に、実際の収入額というよりもずっと下げた調定をして、この税率にかけ合わせてやってみるのが現実ではないか。もしそうであるならば、その調定をする場合に、売り上げをそのまま認めてむしろ税率をずっと下げた方がいんじゃないかというふうな考へるのですが、現にやってみてどんなふうな感じられておるのですか。

○萩原参考人 ただいまの御意見、そういったことをやっておるような県もあるという話を、これまた不確実な情報でございしますが、特別徴収義務者の方から、ときどきそういう話を受けて責められておるのでございします。広島県に関する限りはそういうことは全然考へられておらぬこととございします。本日も本県の金蔵さんが見えなくなっておられますが、そういうことをしておりませんためにいつも怒られておるのでございします。従いまして本県に関する限りは、よその県はよく事情はわかりませんが、自治庁が当初研究されておりました遊興飲食税の税率の引き下げの案並びに徴収強化のための公給領

収証の発行、ああいう案がそのまま実現されたといいたしましたならば、本県に関する限りは必ず減収になります。

○鈴木(直)委員 そこに問題があると思うのです。福島県は相当料理飲食税に對する反対といえますが、そういう運動が非常に盛んのようなんですが、徴税官吏から見ればこの法律を厳重に執行する、従ってこれを現実に執行する場合においては収入額もきちんとこれをつかむ、そうして税率に従ってきちんとそれを納めさせていくというやり方をした場合に、この税率をそのまま厳重に実行されることになるわけですから、そういう際に福島県としましては、実際の県の収入額は多くなる少くなるは別として、おそらく現在の予算はずっと少くなると思う。そういうふうな厳格にとっているから少く見積らなければならぬと思うのです。そういうふうな厳格なやり方をしてみた場合に、現在の税率というものは業者から見ても非常に苦しい税率であるというふうな感じられるかどうか。ある都府県では百分の四十ぐらいに収入額を調定して安くして、そうして現在の税率をかけている。それでも予算に組んでいけるからそれでやっていける。こういうような県においてはあるいは案がもしれない。しかしながら福島県のように厳重にやっているとあるいは案がもしない。私は税率にかかってくるのじやないかと思う。そこで業界から見ると、税率は非常に無理だというふうな感じられるか感じられないか、その点をお聞きしておきたい。

○萩原参考人 現行税率につきましては、先ほどから申し上げておりますように、できるだけ完全徴収に努めておるものでございしますが、これが特別徴収義務者の立場に立つて、この税率は妥当なものかどうか、こういう御質問でございしますが、広島県の特別徴収義務者は異口同音に税率がきついと申しておられます。それから実際の徴税に当りましてはなかなか徴収率が、最終的には出納検査までには相当いい成績を上げておりますが、毎月々々の分につきましてははかなりの額が滞納になっている、こういう状況をたどっておるのでございまして……

○鈴木(直)委員 税率は高いと思ひますか、低いと思ひますか。

○萩原参考人 それで、そういう状況等から考慮して参りますと、いさ少し行為者である納税者御自身が、この税の存在を確認されまして徹底的に協力されるという、あるいは特別徴収義務者自身もそういう宣伝をしていくというところで、納税者の関心の興起をもう少しはかっているか、あるいは、総じて若干高いのではないかと、こういうふうな印象は持っております。

○鈴木(直)委員 若干高いと思うというところでありますが、この領収証制度をまじめにやっておられる、私は非常にまじめなやり方だと思つております。そこでこれをやった場合に、二割くらいしか出していない、あとの大部分は出していないという際に、この領収証というものはそのまゝ認めておりますか。あるいはこれは課税する場合の参考といふことにして、その出した領収証にかかわらず別の調定をしてやっておりますか。領収証を出したものはそのまゝ大体まじめなものであるとして認めてやっておられるか、いわゆる参考であるか、その点をお聞きしておきたい。

○萩原参考人 先ほど公給領収証を完全に行っているうちが約一割一分だと申し上げました。この一部につきましては完全に発行しておると私どもが認めておるものは、結局そのまま採用しておる、是認しておる、こういうことでございします。一部分発行はしておりますけれども完全でないと認めておるものが三割四分ぐらいだと申し上げました。この部分は領収証だけでは信じがたいという、何かの資料がほかにあるというところでございします。今後の問題といたしましては、もちろんそういう完全発行をして、それをそのまま認めて得るよう特別徴収義務者の協力を求め、また私どももそれに協力していきたい。こう思つておる次第でございします。

○鈴木(直)委員 そうしますと、この領収証は、徴税官吏が個々別々にその納税義務者を検討して、この人は領収証のままで間違いないと申告しておるのだ、これは少し怪しいというふうな、個々別々に、その領収証にもかかわらずそれを検討して、そして一割一分幾らかというものはまじめだというふうに見る、それ以外のものはまじめでないというふうに見るのだから、これは調定する場合の一つの参考にすぎないというように了解していいわけですね。

○萩原参考人 ただいまのお話のちよつとわかりにくかつたのでございしますがいずれにいたしましても、全く領収証を完全に行つておる特別徴収義務者であるかどうか、こういうことは、もちろんただいまお話のございしたように、個々の特別徴収義務者の

○前尾委員 ただいまのお話の公給領収証を發行してないものの同期の割合がでておりますが、業態別に不完全發行の場合と全然發行してない場合とお調べになっておりましたらお話し願ひたい。割合がわからなくても、大体どういふ業態はどういふふうな状況だということだけでけっこうだと思ひます。それから第二点は、領収証發行についての奨励策、優遇措置といううなもの、それを何らか考へられておるか、その点についてお答え願ひたいと思ひます。

○萩原参考人 業態別につきましての發行状況資料は持っております。先ほど申し上げましたのは全部についての数字でございまして、業態別に申し上げますと、料理店が、完全に發行して完全でないものが四六・九％、これは料理専門の店でございます。それから、これはほかの県にも例があるのだけれども、と思ひますが、旅館と料理店との兼業のようなものを本県では割烹旅館と稱しております。これは別ワケにしておりませんが、割烹旅館につきましては完全に行はれていないものが二三％、發行して完全でないというものが六〇％、そのほかが先ほどもさうでございしましたが、全然發行してないものでございします。それから純旅館で完全に行つていないものが一八・八％、發行して完全でないものが五七・六％、それからキャバレー、カフェー、バーにつきましては、完全に發行して

は当初御説明申し上げましたときに話を申し上げたかと思いますが、キャパレー、カフエー、バーの業態につきましては、現在の領収証の様式そのものが業態に適合しておらないと考えておりますので、将来これは、この業態につきましてもいろいろ協力を求める上におきましても何かチェック式的なものでも申しますか、この業態で何か容易に出せるもので考えていきたいというように思っておりますのであります。

それから何か奨励策をとったかというお話でございますが、非常に財政困難な折柄でございますので、経費のかかることがなかなか実際問題としてはできぬ状況でございます。従いまして徴税費等につきましても非常に窮乏な状況なのでございますので、これの奨励につきましても徹底したものにはなして得ておりません。ただ旅館、料理店等につきましても、県の連合組織のものがございまして、この連合組織と十分打ち合せをいたしまして、この領収証発行についてできるだけ協力してほしいという申し入れを二十九年度の当初いたしました。そして連合組織の幹部会におきましてこの了解をとりまして、県よりむしろ組織の方がこの発行につきましても啓蒙宣伝をやっていたのだというふうな状況でございます。それで一年経過したのでございますが、なおこれは今後に残された課題でございます。これだけで十分とは毛頭思っておりません。将来ともこれの奨励をしていきたいと思っておりますが、いづれにいたしましても、やりましたことは、そういう業者の組合というものに非常に協力を願った、こういうこと

でございます。

○門司委員 二、三の点を聞いておきたいと思ひます。それは実施の面ですが、先ほど業者の代表者の金藤さんで何かのお話の中に、客からの徴収が非常に不可能であるというふうな言葉がございましたが、不可能であるという理由は一体どこにあるのか、その点を一つはつきりお聞きかせいただきたいと思ひます。

○金藤参考人 この改正税法は二十八年の正月でございましたので、その後の経済状況というものはなほはだしくデフレ化しておるのであります。そういった関係と、二割業態そのものが例の社用公用の宴会とかいったものが少なくなっております。大体一割系統で簡単に済ませよう、こういうところから二割業態が非常に脅威を受けておる実情でございます。その関係で結局二割業者の中でも——この業種はきもの横綱はあすの暮下といわれるほど変動のあるものでありまして、新しい店ができてパッと派手にやりますと、客を新しい店に非常に奪われます。そういうところは税がはつきり固定していいところですから一割くらいでやっつけてしまふので、その上手のところからはとれなくなる。客の動き方というものは地方ではほとんど変わりません。東京都のように赤坂、新橋の方へ行くのと場末の方へ行くのとは違ひますが、地方ではほとんど客は変らない、片方に行けば安い、片方に行けば高いというふうな状態でございます。

○門司委員 今の話だけではわれわれは納得がいけないのですが、業者の立場のみでなく、さらに聞いておきたいと思うのですが、たとえば品物の値段が書かれるという場合には、それに税金がどのくらいかかるかということが公示されているかどうか、これは納税の義務のあります業者は必然的に納税をしようとする者としての理解と納得がなければならぬはずであります。従って行為に対する税金でありますから、行為を行う者についてはおのずから理解と納得をせしめて、しかる後に行為をせしめるというのが正しい行き方だと思ふ。従つても各店頭で代価はこれだけだ、これに税金が幾らというふうな態度がとられてはどうか、またこれは県の方にも聞いておきたいが、そういう指導をされているかどうか。おそらくこういう指導が完全に行われていれば、行為を行う者自身がその税金を納めていくという考えを持ち、同時に税金を徴収した者は完全に納めなければならぬという意識が持たれるならば、トラブルは起きないと思ふ。こういう点について処置をとられたことがあるのかお聞きしたい。

○金藤参考人 ただいまのお話の料金表示の問題でございますが、これは最近自治庁案のできたときに私たちの業者が集まりまして、これは現行税率では不可能なのに、これが却下されたという関係で、われわれ業者がほとんどこの税を取ろうじやないかという申し合せをいたしました。そのためには私のうちには小さいから取れないという小きければ小さいように料金を引き下げてやろうじやないかという私たちの申し合せを、最近実施する段階にあるのであります。ただ今の本税法そのまゝの二割ということになりますと、表面きどうしても業界が非常に不利な立場にあるので、その実施は遠からず行われると思ひますけれども、なかなか大へんことだと思ひます。

○森原参考人 料金揭示並びに税額を揭示しているかというふうなお話でございますが、料金揭示につきましては特殊の業態につきましては、あらかじめ料金がきまつておらぬという場合もございまして、できない場合もございまして、きまつていない分につきましてはもちろん揭示をやらせております。それから料金等につきましては日々変わっていく場合もございまして、それで税率の揭示につきましては税額は揭示しません。税率についてはこの店は幾らの税が適用になる店だということは揭示しております。これからは勵行していくつもりでございます。

○門司委員 この税金が非常に問題になつてゐるのは、行為税としての税金の建前から先ほども申し上げておりますように、行為を行なつた者が払つて、業者は徴税義務者として御迷惑をかけているという段階であります。ところがそれがどうも納める方の考え方がなされない。取る方と中間の業者との間にのみ問題がくすぶる。この問題を解決するには先ほど私が申し上げてゐる通りに、行為を行う者が理解と納得をすれば、この問題は大きくはつきりしないと思ふ。どの辺までかけるとか、あるいは税金が高いとか安いとかいうことについては、いろいろ社会の各般の情勢を勘案してきめることが妥当だと思ひますが、しかしその前にまず徴収が困難であるからという理由の中に、今のお話だけではやはり納得がいかないのではありません。業者の建前から言へば、むずかしいことを言つて税金をびしびし取れば、店に客が来なくなつてつぶれてしまふから、店が成り立たなくなつてしまふことはもつとも考え方だと思ひますが、だからといって税金が不公平になり、徴税が非常にむずかしくなつて参りますと、その間に悪く言えば、徴収したものが完全に取納されておらないというふうなことが出てくることになると、大きな問題を起す。それから客からは取っておるけれども、納める方は納めてないというふうな問題が起ると私は思ふ。だからこれを明朗にしようとするのには、指導の方法がそういう形で、そしてメニューならメニューにはつきり書き込んで、納める者は理解と納得をする。いわゆる行為をさせ、と、あとからこれだけよこしなさいというふうな都合だと思ふ。そういう措置が完全にとられることをまず先に考えられておくことが、この業態には必要ではないかと私は考へておる。だから先ほどお伺ひしたのでありますが、そういうことはなかなかむずかしいという答であるなら、私どもはあるいは法律の中でそういうことを規定しなければならぬかと思ふ。そうしてできるだけ公正にやつていくことがいいのではないかと考へておりますが、この点について当局並びに業者はどういうふうにお考えになるか。現行法からいへばかなりきついつい問題になると思ひますが、そういうことをやつて——これは露骨に私は聞いておきます。業界が成り立ち、さらに徴税が容易に行われるというように業者の方でお考えになりますか。

○金藤参事人 最初に申し上げました通り、実態の把握の困難な税金であるということ、すでに不明朗を感じる税金であるということ、申し上げたが、先ほども事例をあげまして、はつきり二割行為の店に宴会をするのは税がいやだからというわけではなからうかとは思いますが、現在この税法についての顧客も御存じありません。これは当局側の啓蒙運動がなかった理由もありましょうし、また業者の宣伝も悪かった関係もあると思いますが、実問題として、県会議員の中でも、業者は徴収義務者であって納税義務者でないということさえ御存じない議員がおられる。また県のお役人でさえ、税金は徴収書をするのに負けてくれ、こういうような吏員もあるのですから、やはりこれは政治の問題として、啓蒙運動が絶対必要だと思えます。

○門司委員 たとえば税金をかけるなものはかけないものとして、かけるものはかけるものとして、そこで行為をする者に親切な態度が行われて、それが普遍的に宣伝されてくれば、私は必然的に納税の概念が高まってくる。同時に、こういうトラブルは起らないように思っています。私は一応の杞憂はあると思いますが、もしそういうことをやると、業者をあげる場合には百分の百の税金がかかっていますよということ、これはつきりわかっていますよ、業者をあげるのに三人あげるところを二人に減らそうということが出てくるかもしれない。そういうことのために業界が非常に不振になるという杞憂はあると思いますが、しかしその線を乗り越えなければ、この税金の妥当にして公

正な徴収は私は困難だと思ふ。ただ税率が高いか安いということは私の話とは別であります。別に、そういう行為がこの業態の中には必ずとられていくということが望ましいのではないかと。次にもう一つ聞いておきたいと思ふ。これは現実の問題として、遊興と飲食の境界を私ははっきり明かにすべき段階だと考えております。一般普通の飲食と思われぬものに税金をかける時代ではないのかと考える。こういう考え方は、どうも方角が異なる。遊興と飲食との間に線が引けるというようなお考えがありますか。業者の立場からそういうことが考えられますか。

○金藤参事人 今の御質問は、遊興と飲食の問題でございませう。これはこの税の行われたのが戦前のことでありまして、その当時は娯興税とか遊興税とかいわれたというのを聞いておりますが、飲食税につきましては、これが現在の業界の内容によりまして、飲食税であるとおっしゃる食堂におきましても、それから旅館という名目におきましても、同じ旅館といひましても、温泉地の旅館と市街地の旅館とは性格も違ひますし、そこにおける実際の区分というものが、これは徴収の側から考えましても、同業者間におきましても、やはりおのずから業態が違ひてはばらばらで、はつきりこれは飲食だからもう税金はいらないのだというふうには、ちょっと現在の業界の内容では決定しかねるのではないだろうか。だから今日いろいろな業界から運動しておりましますところの免税点の關係でない、これは解決できないのではないかと、こういうふうに考えます。

○門司委員 免税点の問題になって参りますが、免税点の問題がこの業者にも適用されるというならば、いろいろな問題がさらにまた出てきやしないか。一つの問題は、個々の行為による免税なのか、全体に対する免税なのかというふうな問題が私は出てきやしないかと思ふ。今問題になっておりますのは免税の關係でありまして、幾らまでは税金をかけないという態度をとっておる。しかしそれ以上になればかけるということになっておる。これは一つ一つの小さな飲食店等においては、一つ一つの品物ごとに分けていける、ところが料理屋その他になつてくると、総合的な売り上げの代金になつてきやしないかと思ふ。そういう場合に免税点もなかなか私は困難だと思ふ。やはりそこには業種別に何らかに分けることの方が妥当ではないかというように考へられる。単に免税点といつても、これは料理屋なら幾らまで免税にする、普通の飲食の場合には、一つの品物しか食べない場合には、それだけについて免税点を設けるといふことは容易にできます。これは二つの問題が出てきやしないか、個々の問題で処理できるものと、総合的に処理しなければ処理のできないものが出てきやしないか。そういうものについては必ずしも私は免税点だけではないかと思ふ。従つてきやから開いておられますように、一つの行為によつて線を引いていく、遊興と思われる行為、飲食と考えられる行為というふうなことで、線を引いた方がむしろ合理的ではないかというように考へておられますが、従つてもう一

応聞いておきたいと思ひますことは、もしそういう形で行為によつて線を引くということになれば必然的に影響するものは今の営業の業態であります。今お話になっておられますような種々雑多の業態だからやむを得ない、こういうことだと私は思ひますが、その業態に対して規定することができようか、こういうことも一つ率直に参考のために聞かしていただきた

○金藤参事人 御質問の通り、私の方は料理業と旅館業、そして同時に料理業の方は風俗営業の許可をとつて、業者も出入りしております。

○丹羽委員 そこで先ほど門司先生からのお尋ねに、飲食税としましてまた遊興税というものを切り離すことができない、こういうふうな御答弁、お考えが現われてくると私は思ひます。しかし先ほどの課長さんのお話に聞けば、そういうこともできないわけじゃない。なるほど食べたものに遊興といふものが關係するかどうか、また旅館といふものが生活の延長である程度を越してゐるものであるかどうかといふことは分けるに相当なすかし、こういうふうなお話でありまして、そういうようなことだと、私もなるほどとある程度了解するものであります。ただいまおっしゃいましたように全体的に考へて遊興と飲食というものを切り離すことができないということは、あなたの家がそういう店の形態であるからそういうことが言ひ得られるのでありまして、私どもの考えますのに、町で大衆を相手に食堂をやつてゐるところは、これは完全に今門司先生がおっしゃいましたように遊興と飲食を切り離すことができる。現在地方で遊興飲食税がトラブルを起すということ、は、そういうところ非常に税の割当が多過ぎて、大きな料亭であり、大きな旅館はその間に税がかかつておらないうところ、私にはこのトラブルが起き、不平が起きていると思ふのであります。だからあなたのあくまでも遊興と飲食とを切り離すことができないというふうな考え方は、あなたの家の

形態がそういうものであるからしてそういうことが言い得られると思いが、おそらく大衆を相手にしてやっている飲食店においてはそういう議論は成り立たないと思います。重ねて御意見を承りたいと思います。

○金藤参考人 これは東京都とか大阪のよう大都市の場合と地方都市とはおのずから事情が違ひまして、たとい広島で一流と申ししましても大衆の方もおいでになるのであります。同時に大衆食堂という店にもやはり一流の方もおいでになる。それから一級の料理屋におきまして販売するサイダーの価格にしろ、うどんにいたしましても、大衆大衆のところが値段と交らないのであります。これが現実困難だと私が言うことは、戦後飲料の禁止から飲料再開とかそういうようにして転々と業態が変るために、業界のこれはこの組合だ、この業者の集まりだと分けることは困難だと思ひます。それで私がちょっと分けられないと言ひました理由は、ただそういう地方の事情において言うのであります、これがたちまち全国にその通りだということではないのであります。同時に広島市におきましても、そういった大衆食堂で実際には二階で宴会が行われたり、それからまた風俗営業が行われたり、そういうことでは実際に実態の把握が困難であるから、またそういうふうに分けると不公平ができるという考えから申し上げたのであります。

○丹羽委員 あなたの御説明はちょっと了解に苦しむものであります、東京のまん中では広島でありまして、やはり労働者とかその他これに準ずるような生活環境にある者が、いずれも

ホテルに行つて飯を食つたり、料理屋へ行つて飯を食つたりとは私は考えておらない。やはりどこに参りましてもそうした環境、立場にある者は一ぱい酒屋に行くとか大衆食堂があるはずであつて、またそこに押しかけると私は考えている。あなたの家には高級な人がおいでになつて、一つ五百円の料理でもそのものに共者がはべつて給仕をするから、料理と遊興を分けることは困難だとおっしゃるならば私はわかるわけでありまして、重ねてお尋ねしたいのは業態といひますか店の形といひますか規模といひましようか、そういうことによつて全然遊興とは関係のないたとえば百円のすしを食つて、それでは税金はかからないが、料理屋で百二十円食えばもうかかるというようないう行き方、私はきわめて了解に苦しむようなわけでありまして、今申し上げたように業態とか店の形というものにおいて、遊興と飲食というものを明らかに分けると努力するならば分け得られるかどうか、あなたのお考えを承りたいと思ひます。

○金藤参考人 今おっしゃることはよくわかりました。やはり一流の旅館におきましてもその行為が非常に遊興的でないという判定は、計算書の実態によつて把握しなければできないだらうと思ひます。

○長谷川(四)委員 ちょっとあなたに伺ひますが、あなたの家で警察旅館をやつていて、あなたの家でも分けるのに困難だといふようなお説なんです、が、あなたの家なんかかえつて分けやすいのじゃないかと考えるのです。たとえばあなたのところで泊りの客がある、またその泊りの客に対しては宴会

は別でしょう、おのずからこういうふうになる。客が宴会をやると、そこに泊りと遊興と一つの線が引けるのじゃないか。だからあなたの家の方がかえつて分けやすいのじゃないかと考えるのです。

○金藤参考人 それは現在私の方にきましても料飲行為の分は二割かつかつております。宿泊の分には一割ということになつております。ところがその内容におきまして宿泊に伴う食食という項目があるものであります。これがやはり二割の対象に現行税法はなつているのであります。だからこういう税法のこまかい規定について、ある程度考えられると思ひますが、これらの実態におきましてこれはこううてはないと一線の吏員と話し合うわけでありまして、ところがこれを税法ではこうだといふことで振り回されるわけでありまして、だから私の方において内容を分けることは容易であります、相手方さんがそれを了解しないといふところが問題であります。

○長谷川(四)委員 あなたのところで宿銭は幾らでございます、この部屋は幾らでと掲げてございましょう。それをこれは一割であつて二割でと分ける。その手数がなかなか要る、それが困難だからとこういう結論でしよう。分けていくのが容易じゃない、帳簿さんの手間が大ごとだからというのでしよう。ただ分けることは分けられるが手間がかかる、税金を払うために苦勞が多いのだ、そういう点を一番重要にあなたの方はお考えになつていやしないかと思ひます。ですから私に考えさせるならば、あなたの方の方が一番分けやすい。なぜならば宿屋ホテル

は一流は幾らときまつてゐるんだから、そういう点からそれを切つて、それ以上出たものは遊興に入つていくわけだから。そういうふうに私は考えるのだが、ただ非常に分けるのが苦勞だといふことなんでしょう。

○金藤参考人 分けるのが困難だとは思ひません。思ひませんが、今の課税の税法がそういう規定があるために出血させられる、実際とつていないという問題がある、そういうことだけないであります。だからこういうことは、これだけでいいのだといふことが明示されるならば、私の方は構わぬわけでありまして、

○大矢委員長 町村会代表に対しての御質疑はございせんか。——ないやうでしたら午前中の会議はこの程度にしまして、午後は参考人が六名ございまして、午後一時半ジャストに開きますから、御集會をお願いします。

午前中の会議はこの程度にいたしまして。

午後零時十八分休憩

午後一時五十一分開議

○大矢委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

地方税法の一部を改正する法律案について参考人より意見を聴取することといたします。

参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多忙のところ各位には本委員会の地方税法審議のために御出席願つたことを委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。なお本日は非常に多数の参考人より御意見を承ることになつておりますので、各位の発言時間は大体十五分程度にお願いいたします。

たしたいと思ひます。

それでは順次意見を承ります。まず全国知事会代表、千葉県知事柴田等さん。

○柴田参考人 ただいま御紹介をいただきました千葉県知事の柴田でございますが、私は地方税法の一部を改正する法律案中部道府県分につきまして、きわめて簡単に意見を申し述べたいと存じます。

今回の改正法律案は地方税制の根幹に触れるような大きな改正ではないやうでございます。私も全国知事会といひましたも、今回の改正法案そのものには根本的に積極的な意見は持たず、おとないわけでございます。ただ当地方行政委員会におきましてもしばしば論議されておるやうでございますので、恐縮でございますが、今日の地方財政の状況にかんがみまして、總体的な関係につきまして若干御意見を申し上げ、最後に今回の改正案につきまして若干意見を申し上げます。

御承知のようにここ三、四年來地方財政は非常に窮乏して参りまして、昭和二十九年度の決算額——これはまだできておりませんので推定でございますが、都道府県、市町村全般として五百八十六億円の赤字になるのではないかと推定されておるわけでございます。これに對しまする政府の措置がまだ十分ございせんので、私も各都道府県の方から申し上げますと、いずれも暫定予算を組み、あるいは時限的な、骨格的な予算を組む等の方法によりまして、なかなか本予算が組めないような状態でございます、これをいいて組もうといひます。

ば、歳入等に若干水増しをしなければ組めない、こういう状況であるわけでございます。従いまして私どもは地方交付税の税率の引き上げその他地方全般にわたって、もう少し根本的な改正をしていただきまして、何とか地方財政の窮乏を救っていただきたいという悲願を持っておるわけでございまして、今回はそういうことがございまして、今後はそういうことがございまして、何とぞお願いしたいという点をお考え願いたいという意味におきまして二、三のことを申し上げてみたいと思うわけでございます。

国、地方を通じましての税体系というものが、それぞれ、地方を通じての事業分と申しますか、そういうものにある程度比例的なものを持たなければならぬと私は考えるのでございまして、これを国家予算の場合と地方予算の場合に考えてみますと、昭和二十八年におきまして、概数でございしますが、国税総額は一、専売益金も入っておりますが、大体九千四百億程度でございます。総予算が、多分昭和二十八年は一兆億ちょっと越した予算であったと思いますが、大体国家予算の財源から見ると、九四、五％というものが、国税があるいは専売益金か、これは同様な性格のものであると思いますが、こういうものによつておるわけでございます。その他の財源としては、わずかに四、五％しかよつておらないという状況でございます。その二十八年度におきまして地方財政におきましては、地方税総額は三千三百億程度であります。予算総額は九千三百億程度でございますので、そのパーセントは三六％程度が税源でありまして、その

他は交付税を初めとしたしまして、補助金でありますとか、ことに起債財源が非常に多きを占めておるわけでございます。約一二％は起債財源で従来ずっと参つておるような状況でございます。戦争前におきまして、ことに基準年度の状況を調べてみますと、大体地方税の総額は、国税総額の五〇％程度であったのでございまして、従いまして今の金でいいますれば、四千五百億ないし五千億がその当時の率からいけば相当であるべきものが、三千三百億程度しかない、そのために起債財源等々を、極めて将来に災いを残す財源を多く使つておるというやうなことでございまして、その点からいましては、私どももいたしましてはどうしても自主財源でございまして税財源というものを、もう少し与えていただきたい、もちろん交付税の増額もその中に入るわけでございますが、そういうことをしていただかないと、地方としては、やはんと立って立つておる状況になるのではないかと、これを、非常に心配いたしておるわけでございます。要するに国と自治体は同じような公共的な仕事をやっておるにもかかわりませず、税財源の配分が国と地方で非常に大きな比率において違つておるというところは、いかにも私どもといたしましては、納得いきがたいこととございまして、どうして地方税源をもう少し与えていただきたいということが最大のわれわれの願望であり、またそれによりまして私どもは地方自治体が健全な行き方ができ、それがなければ今後破滅的状況になるのではないかと、このことを心配いたしておる点が第一でございます。

極端な場合を申し上げますと、昭和二十九年度都道府県財政の状況を見まして、税財源が一〇％に達してない県、一〇％以下の県が、名前は申し上げませんが八県ございまして、交付税を受けておる割合、中小府県といいますが、弱小府県といいますが、そこにける平均は大体二〇％程度であると存じます。交付税を受けない富裕都県を入れますと二五％くらいになります。が、交付税の交付を受けております中小弱小県では、税財源は二〇％程度であるわけでございます。非常に少ない形になっております。

それからいいます一つは、地方税のこれは税制の問題でございまして、地方税が府県市で非常にアンバランスでございまして、私どもと調べてみますと、比較的富裕な県の六都県、人口はこれは二千二百方でございます。日本の総人口の四分の一でございます。都道府県税の総額の五二％、八百十八億でございます。あと四分の三を占めます人口六千万余のその他の府県が七十四億でございます。これが四八％しか税がとれないわけでございます。その点におきまして非常にアンバランスがございまして、そのアンバランスを何らかの方法で調整していただきたいと思う次第であります。もちろん交付税はそういう趣旨のものでございまして、これは交付税総額の問題もございまして、配分の問題もございまして、完全とはもちろん要望いたしません、相対的なアンバランスの調整がとられるならばよろしいと思つておりますが、私どもは、それとてお

らないように考えるわけでございます。この二点を非常に重大に考えておるわけでございます。

それで今度の税制改正の問題につきまして、最後にちよつとお願いしたいと思つて、たばこ消費税につきまして、従来の百十五分の十五というものを百分の十七に引き上げられる御予定のように承つておりますが、私どもはこれを百分の三十にお願いしたいと思つておるわけでございます。一方これは地方交付税の税率を現在の三〇の二二％を三〇％にしたいと思つてございまして、お願いをいたしておるわけでございます。以上、それによりまして昭和三十年度の財政は、それだけしていただければ赤字は一応出なくて済む形になると思つてございまして、先ほど申し上げましたように、起債財源が非常に多くなつておりますので、現在の交付税を三〇％にしたいと思つてございまして、自治庁でお組みになりました起債財源をそのまま認めるとした場合の不足額が五百十億ほどでございます。これは三〇％に値上げをしていただきたところでございます。これを、今日りますことは、本年度起債総額は一千億をちよつと越しておりますが、これらの起債をできるだけ一般財源その他のものにこれを振りかゝりたいというところで、たばこ消費税を百分の十七にお願いしたい。これを都道府県と市町村とで百分の十五ずつ半々にしていただきたいというの、私どもの考え方でございます。これによりまして、従来の起債財源をできるだけこういふ堅実的な財源に振り向けて参りたいという

いうことでございまして、次に地方道路譲渡と税につきまして、昨年度の揮発油譲渡と税がなくなつたわけでございますので、私どもといたしましては、総額七十九億程度の昨年度私どもの財源としていただいた揮発油譲渡と税に、これがかゝるわけでございます。知事会といたしましては、ぜひこの改正案をそのまま通していただきたいと考えておる次第でございます。

以上、はなはだ取りとめなかつたかと思つて、知事会を代表いたしました意見、意見を申し上げて、御参考に供した次第でございます。

○大矢委員長 次に全国市長会代表 田宗一君。

○鴨田参事人 本日委員の皆様方には、特にお暑いところを御参集くだいまして、私たちのお願い申し上げる地方自治体の地方税制の改正の点につきまして、お聞き取りくださることを心から感謝いたします。いつもいつも地方自治体のことにつきましては、非常に御熱心に御研究、御助力を賜つておりますことを、市町会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げる次第であります。

先ほど千葉県知事さんから県の地方税制改正に対する御意見がございました。市といたしましては、これに重複いたします点もございまして、一応全国市町会を代表いたしまして、皆様方に市長という立場からお願ひ申し上げたいと思つてございまして、地方税制はもちろんならぬの、厳たる原則に従いまして施行実施されております点は、私がここで贅言をするまでもございせん。ただ現在の日本

の地方税制そのものが、いわゆる収入十分の原則であるとか、あるいは公益応能の原則であるとか、あるいは徴税能率の増進の原則であるとかいう諸原則から、ほど遠いような感があることは、全く遺憾に存しておる次第であります。この最も簡単にございします諸原則がここに充足せられるとするならば、ほんとうに地方公共団体におきまして、この税に對しましては何の不平等もなく、また非常に能率的に施行実施されるのではないかとこのことを考へておる次第でございします。政府におきましてはこの点に特に留意せられまして、地方財政調査会を設置せられましてから、いろいろと答申案が出ておりますけれども、この答申案は御承知の通り、そのまま現在の地方税制にこれが織り込まれておるかと思はします。この点につきましては私には非常に遺憾とする面が多々あるのではないかとこのことを申し上げたいと思つております。たとえば御承知の通り一例でございしますけれども、遊興飲食税にいたしましては、これは入場税と同じようにに国税に移すべきことを答申しておったにもかかわらず、どういふわけですか、入場税だけは国税に移すした。しかも遊興飲食税はそのままであるという現実的な一例であるとか、あるいはたばこ消費税にいたしましては、先ほど知事さんからお話のございました通り、調査会といたしましての答申案と、現行施行されておりますところの百十五分の十並びに県の百十五分の五というふうな、この低率なところの数字、さらにまた不動産取得税というふうな、末端の市町村におきましては二重課税にも値するような新設

の税をここに設けるといふふうな点につきましては、特に地方税は国税と違ひまして、ほんとうに系統的にこれを羅列するには困難な複雑怪奇なものになつておるといふ一つの現われを、さらに深くしたものであるといふふうな、私たちは考へておる次第でございします。

こういうふうな状況でございまして、私たちがいたしましては、特にこの当面の問題を考えますと、先ほど千葉県知事さんの言われました通り、たばこ消費税の問題になるのでございしますけれども、これはちよつと県と市と意見が違つたのでございします。それはもちろんたばこ消費税の税額をふやすということに對しては一致しておるものでありますけれども、やはり市長会といたしましては、府県をかりに百分の十に上げるとするならば、市町村は百分の二十に上げてくれ、総額において三割の増額、こういうふうな実は市長会といたしましては意見を総合いたしまして、陳情請願を現在展開中中ございします。

さらにまた御承知の通り市町村にいたしまして、徴税事務上非常に煩瑣な問題といたしましては、県民税が創設されましてから非常に事務が煩瑣になつておる。しかもその徴税責任すべてのもは、一に市町村にかかつておる。県民税を徴収するに市町村が全責任を負わなければならぬという法的な理由といたしまして、道徳的な理由と申しましうか、政治的な理由というものは、われわれは実は見つからないのでございします。現在におきましては、県民税を市町村民税と同じ令書で、しかも責任者は同じ市長の名において、こ

れを納税者に交付する。もちろん手数料といたしましては一枚について約三十円、さらに徴税額についてはこれは百分の二ということになつておりますけれども、われわれ市長会といたしましては、この百分の二に對しては何としてもこれは少な過ぎ、結局百分の十、すなわち一割ぐらひはいたたかなければ、とてもこの煩瑣な手続はやり得ない、こういうふうな考え方で、特に県民税を県独自でおとりになつていただかない以上におきましては、この率を少し上げてくれ、その上げる率も現在におきまして百分の二でなく、百分の十、一割ぐらひに一つ上げてくれというものが、私たち市長会の考え方であり、この考え方によりまして、現在市長会では皆様方にお願ひを案は申し上げておる次第でございします。

さらに三つといたしまして、大規模な却資産にかかると固定資産税に對する課税権の制限を緩和してくれ、お手元に配付しましたこの冊子にありますが、通り、もしでき得べくんばこれはやめていただきたいというものが結論的なお願いでございします。特に市町村の財源の拡充につきましては、先ほど知事さんも仰せられました通り、国におきましては嚴たる財源が確保されております、少くとも国の繰入の九割を財源に依存しておる。市町村におきましてはわずかに四五・四の地方税しかいたたかないで、すなわちあとの残りのものは財源不安定でありますところのいろいろな交付金であるとか、起債であるとか、そういうふうなものに依存しておるといふところに地方公共団体、特に末端であります市町村の財政のやりにくさと申しますか、非常に貧

困さが現われておるわけでございします。御承知の通り今回の新しい民主主義のもとにおける地方自治体の根幹をなしますところの地方税制が、いろいろな面で改変されておりますけれども、日本の地方税の重点的なあり方と申しましうか、少くとも諸外国に比較いたしますと、地方税が地方財政収入に占める地位というものは非常に低くなつておるのであります。それに反比例いたしまして、地方末端の市町村に對しまする国の事務というものは非常に分量がふえてきておる。ここに地方財政の赤字の大きな原因があるのじやないかということ、実は私たちは痛切に感じておる次第でございします。

しかもまた御承知の通り、昨年の八月施行実施されましたあの町村合併促進法によりまして、日本におきましては新しい市が續々として誕生をいたしました。また当時ありました市におきましても、付近の町村を合併いたしました、いわゆる市といひましたも、往年は非常に少かつた市が、現在におきましては四百九十何市に相なつております。しかも町村合併促進法の趣旨にあります通り、町村が合併をいたしましたときには、国としてはこれとこれだけの特典を与えてやろうというところが明記してあるにもかかわらず、何の措置もしておらない。極端な例を申し上げますと、町村合併をした現在の年度におきましては、町村合併しなかつた当時よりも平衡交付金が減つておる。私の市におきましては、町村合併しなかつた当時と現段階におきましては、少くとも半額になつておるとい

う、この現実の事実こそは、特にこの政府のやつておりますものるの施策

というものが、少くとも市町村公共団体を圧迫しておる事実であると私は考へておる次第でございまして、この点も一つ御考慮をお願いしたいと思つております。

以上簡単にございしますけれども、市長会を代表いたしまして、地方税制の改正に對しまする市側の意見を申し上げた次第でございします。

○本委員会長 お二人に對しての質疑はございせんか。北山君。

○北山委員 簡単に伺ひします。地方税法の改正と地方財政と関連をしてお話をいただいたわけでございします。現在地方財政の赤字問題につきましては、いろいろの見解があるわけでありまして、ただいま知事代表、市長代表の方々からお述べになつておるような見解もあります。ところが最近政府、自治庁方面では、それとは全く別な見解が述べられております。というのは、地方団体は仕事をやり過ぎておるのだ。それだから赤字が出る、あるいは道案者にたとえては、道案者が相当なむだづかいをして赤字を出してきた。そして國の方にお小づかいを足りないからくれ、こゝろ言われても困るから、かりにやるとしても一つ制裁を加えるか何か制限を加えた上でなければやれないのだというふうな見解を政府側の当局者が述べられておる。そういうふうな政府の方の考え方、地方団体の赤字というものは地方団体の側の悪い、このやり方が悪い、行政運営が悪い、あるいは仕事をやり過ぎておる、こういうふうなところにあるのだという相当強い表現が政府当局者の方から述べられておりますが、これに對

しまして知事代表、市長代表の方に

地方交付税の税率を引き上げてもいい
たい、そうでなければやっていけない

というふうなお話があったわけであり、
ますが、もしも地方交付税の税率が現在の自分の二十二に据え置かれて、さらにたばこ消費税の税率も上げないというふうになって、そうして単に政府が出しております今度の再建促進法によって、二百億の赤字債が認められるというふうな事態になった場合、それで地方団体は果して財政運営がやっているとけるかどうか、その点についての見通し、御意見を承わりたい。

○柴田参考人　現在の地方財政計画によりまして、このままで参りますとよく地方自治体が切り詰めをいたしましたも、本年度だけで五百十億の赤字が出るということでございます。昭和二十九年度末の赤字が四百八十六億ということでございますので、そこに一千億近い赤字が生ずるわけでございます。私ども最善を尽して切り抜きたいとは思いますが、すでに俸給の支払ひなども、私の県もはなはだ恥か

しい次第でありますが、六月は少しおくれたわけでございます。そういう點つかの県が出ておりますが、これが年度を少し過ぎまして、九月、十月、十一月等になれば、いよいよ行き詰まつてどうにもならない情勢になるのではないかということを、私どもは憂慮いたしておるのでございます。なおまた国の企画されております各種の社会福祉事業にいたしましても、公共事業にいたしましても、特殊の中小県はとう

ていこれを全面的に受け入れることができない。国の計画されております仕事自体に、非常に破綻が来るのではないかということまで、私は懸念いたした

ておるわけでございまして、一地方自治体の長としてではなくて、岡全体の前で、何ともならない情勢に立ち至ることを非常に憂慮いたしておるわけでございまして。

○大矢委員長 門司君。

○門司委員 この機会にちょっと承わつておきたいと思いますが、今北山さんの質問にもありましたように、甚間伝えられております自治体自身の自肅による財政の節約というものがあると私は思います。ないとは申し上げられないと思います。従つて率直にどちらからでもよろしくございしますが、一体どのくらいの程度まで自肅の可能性があるかというふうな見通しがありますならば、この際お答えを願つておきたい思います。

○門田参考人 ただいまの門司先生の御質問でございますけれども、これは結局におきまして私たちが念願しております点は、例の自治法の改正に伴いますところの行政委員会の改組の問題であるとか、そういうふうな問題に非常に影響を生じてくるのではないかと。また御承知の通り行政委員会そのものを縦割りの委員会にいたしまして、私どもの経験を申し上げますと、当初の予算がかりに二億八千の小さい市といたしますと、それが年度末になりまして約一億ばかりふえる場合が多々ございまして。どうしてかと申しますと、先ほども申し上げた通り、この行政委員会の縦割りの問題で、各委員の方々がいろいろ追加予算の申請をして参ります。こういうふうな面では理事者といひましてはこれが議会に提案され、可決、決定されて市長に送付すべきものであるというふうな判決が下ります

と、これはやらざるを得ないというふうな状況に追いやられてくる、こういうふうなことが一つの原因になるのではないかと。それを是正するところに、冗費とは申しませんが、財政が膨張せざる一つの大きな理由もでき上りますし、またわれわれが組織的にしかも計画的に財政を運営していくという一つの方途になるのじゃないかと、こゝう実は考えております。御質問に對しましてどうもポイントがはずれたような答弁でありますけれども、以上でございます。

○門司委員 私はいろいろの問題もあるかと思ひますが、そのほかの冗費と思はれるその節約、実はその例を聞きかたつたのであります。もしそういうことがあつたならば、あとでついでに率直にお答えを願つておきたいと思ひます。ここにはちょうど御存じのようによつて自治法の改正も出ておりますので、われわれは両方相持つて参考をさせていただきますかと思ひますが、その次にこれは理論上の問題で將來必ず問題になる一つの問題だと思ひますので聞いておきたいと思ひます。千葉県の柴田さんからお話がありました例の最近における財源の振り合ひの問題であります。それは自主財源あるいは依存財源と申し上げておりますが、去年から改正をいたしました地方財政平衡交付金の場合、これを調整財源であるときめて、そうして一応依存財源というこゝとに大体考えられておる。それが十九年からこれが交付税に変わりますと、交付税である限りにおいては、その支出する額を拘束するのであるからこれは自主財源であるという解釈が大体最近とられております。もしこの解釈が

このまゝとられてくるといふことになりまして、自主財源と依存財源に大きな狂いが生じてくる。従来昭和二十八年までの財政状態とこれらの問題を比較いたしますと、昭和二十九年からは交付税を自主財源として見るというふうなことであります。自主財源が地方財源の中の六二%を占めるようになる、そして依存財源が三八%になる。これを前年度の二八年度に對しては交付金があつたからこれを依存財源といふことに見て参りますと適になつて参ります。依存財源が二八年度には五七%、自主財源が四三%しかなく、こういう計算になる。これは実は財政上の問題を議論する場合に非常に問題になる点であります。従つて地方の自治体といひましては、今日のこの交付税を自主財源としてそのまゝ容認することができるとどうか、これはわれわれの立場から考えてみまして、いろいろ議論はあると思ひます。配付の状態は全く同じであります。ただ名前が變つたからといつて、自主財源と依存財源とに非常に大きな狂いができてくるということ、これは地方財政を論議いたします場合に、かなり大きな問題になると私は思ひますが、この点についてもし知事会あるいは市長会の方で御意見等がございまして、一つこの機会に聞かしておいていただきたいと思います。

○柴田参考人 私はこの問題につきまして、そう学問的なことを言うわけではございせんが、確かに地方交付税法になりまして、自主財源と性格は、平衡交付金の場合よりも形式的に非常に強まつてきたわけでありまして。しかし交付税法そのものにございまして、

に、交付税がある程度平衡交付金的な役割を持つておることはやはり間違いないこととございまして、交付税法そのものの中に、交付税が、地方財源として不足な場合にはこれをアジャストするといふことが書いてあるわけでございます。配分の仕方は、おっしゃいました通りものと交付金と同じ関係でございます。府県間のアンバランスをそこで調整する、こういうことでございまして、性格的には自主財源的なものを持つておると思ひますが、實質的にはやはり平衡交付金的な性格であると、われわれは考えざるを得ないわけでございます。

なお、われわれ財政を引き締める上におきまして、先ほど熊谷市長からいろいろお話がございましたが、私どももいかなる困難がございしても、實質的にできる限りのことはやらなければならぬといふところで、千葉県では現在約十四億の赤字が二十九年度末におきてございまして、これを六カ年で解消しようといふことで、相当徹底した案を作つておるわけでございますが、それは現実にはなかなかむずかしい点もございまして、大體において人員を県庁職員において二割程度、それから学校の先生、教職員について七割程度整理するといふことを中心にいたしまして、公共事業費は従来の八割程度、それから県単事業は五割程度、物件費、旅費その他消耗費的なものはすべて二割ないし三割節約する、こういう非常に強硬な案をもつて、これを執行いたしますれば、六年間でその十四億の赤字が解消するといふことで進んでおるわけでございます。本年度はその最初の年でございまして、

すが、昨年から本年にかけて実際に二百数十名の勸奨退職等を行いました。が、これを来年、再来年、毎年その程度のことを行つていくことは、實際には非常に困難がございまして、われわれはできるだけそういう面を進んで参りたいと思ひます。けれども、そうなりますとどうも従来の地方自治体の性格が全く消極的な、仕事あまりやれない団体になつてしまふわけでございます。そこに非常な矛盾もあるわけでございます。

○門司委員 もう一つ聞いておきたいと思ひますことは、財政のあり方についてのお話であります。知事さんのお話によりまして、問題は借金が非常にふえていくといふふうな考えであり、さらにそういう御意見であつたと思ひますが、かりにこれを税制の面からカバーしていくといふことになつて参りますと、今さしあたり考えられるものはたばこ消費税であり、さらに交付税の増額、いわゆる住民の負担を増さない程度でやろうとすれば、これ二つしかありません。この二つをやれば、国の財源がそれだけ圧縮される、こういう形が出て参ります。それから国との間には非常にむずかしい問題が生ずるかと思ひますが、私がこの機会にもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、国がとつておきたいと思ひますことは、一つ一つの対策であります。仕事をやり過ぎるといふ面もありますが、仕事をやり過ぎる面が、単に県の単独事業、市の単独事業といふのでなくして、補助事業がかなりたくさん行われておりはしないかという懸念をわれわれは持っております。一々今調べたわけではありせんからわかりませんが、

が、かなり急がない仕事であつても、補助事業であるからやたらどうかというふうな意見が、地方の自治体なんかには相当ありはしないかと私思う。そうして仕事をすれば、補助の総額が必ずしも実情に沿わないということ、仕事をすればするだけ赤字が出てくる。しかも補助事業である限りにおいては、国がある程の計画性を持つておる。その国の計画性に基く仕事をやれば赤字が出るということが一つの原因じゃないかと私は思いますが、そういう面をもし節約していくとすれば、今お話を伺つて参りますと、千葉県では公共事業八〇〇程度、単独事業五〇〇程度にすると承り承る地方の財政の赤字と、それからもう一つ今日赤字の最も大きなものと考へられておりますのは、国が地方に出してあります委託費、いわゆる補助職員あるいは委託費による人件費、それらの額が非常に低いので、府県の持ち出しが非常にふえておるといふ、やむを得ざるものがあるように私は聞いております。そういうものを全部国が負担する、要するに実情に沿うだけのものを国が支給するということがかりにできるとすれば、地方の自治体の負担というものは、かなり軽くなりはしないかと私は考へますが、こういう点についての率直なる御意見が伺えれば幸いですと思ひます。

○柴田参事人 たいだいまおつしやいました補助職員なりあるいは一般事業におきまして、単価を切り下げて、たとえば三分の一なり三分の二なりの補助率は、形式的にはその通りの率が参りますが、肝心の単価を下げて、実際の単価の三分の二なら三分の二はよこさないというふうな、そういうことに基きまする府県、市町村の超過負担額というものは相当の額に上つておると思ひます。

私の県は、人口二百十三万でございまして、昨年度の決算が百十六億程度でございまして、その中で補助金が正當に求むるために県がカバーした金額は、大体一億二千万円くらいになつておると考へております。はつきりした数字を今記憶してありませんが、大体一億二千万円くらいは超過負担があるわけにございまして。そういう面が是正されれば、純県費におきまする一億二千万円というものは、われわれの県では非常に大きな額でございまして、これは相當是正され得るものと私は考へるわけでございまして。

○大矢委員 他にございませうか。——どうも御苦勞さまでした。次にトラック協会の会長小野参事人。たゞいま御紹介を受けました日本トラック協会の会長の小野でございます。

このたび国会において審議されております地方税法の一部を改正する法律案の中で、軽油自動車に対する自動車の税率引き上げ案に對しまして、自動車運送業界の担税力の現況、税率引き上げ理由の不合理、国の軽油自動車の奨励政策との矛盾等の観点から、反対の意を表し、税率を現行の通り据置き、置かるべしとの意見を開陳いたしたいと思ふのであります。

反論の理由をいたしまして、これら項目をあげて申し述べたいと思ひます。まず第一は、この機会に一体自動車運送事業はどんなふうになつておるか、その現況につきまして概説いたしたいと思ひます。トラック事業の例をとつてみますと、トラック輸送は、鉄道輸送とともに産業の動脈として、また国民経済の基礎として、その公共的使命を有しておりますことは申し上げるまでもないのであります。かつては資材面の裏づけあるいは補助金等の国の助成策がとられておつたのであります。このようにトラック運送事業は公共的な性格を持つておる事業であります。戦後国の助成策が打ち切られて、事業者みずからの努力によつて燃料並びに諸資材の不足及び経済の混乱時代の苦難を克服して、戦災の復旧、産業経済の再建及び貿易の振興等のための輸送に寄与してきたのであります。最近における事業の乱許、悪質自家用トラックの営業行為の増加、租税の増徴及び経済不況等によりまして、経営難に陥つておるのであります。

また戦時中の燃料枯渇と終戦直後の悪条件によつて、一時麻痺状態にありましたバス、タクシー等も、幸ひ昭和二十四年以降、燃料及び諸資材の回復と一般経済界の復興によりまして、急速に發展したのであります。が、ようやく業者の乱立、競争路線の激化がデフレ経済の深刻化に影響を及ぼして、車両数と輸送人員との需給関係は飽和点に達し、運賃ダンピングないし伸び悩みの状態に立ち至つておることは御承知の通りであります。

以下なお詳細な点につきまして、トラックの例をとつてみますと、自動車の台数は、だんだんとふえて参つて、本年三月末現在では總數百三十四万兩となつておりました。終戦後の昭和二十年に比較いたしますと約十倍の増加を示しておるわけでありまして。たゞいまのは自動車の總數でありまして、そのうちのトラックは、大型と小型とを合しまして、六十一万兩となつておりました。總數の四六%に該當するのであります。

次にトラックの年間貨物輸送は一体どれくらいであるかということを示し上げますと、大体總輸送量、すなわち海運、陸運、自動車運送を合したものは、昭和二十七年で七億九千六百余万トン、二十八年で八億五千七百余万トン、二十九年度が七億五千七百余万トン、このようにふつておる。これに對してトラックの輸送量は、二十七年で三億四千九百九十九万トン、割合をいたしまして五九%、二十八年で四億五千五百九十九万トン、割合が六四%、昭和二十九年度が四億八千三百余万トンでありまして、割合が六五%という数字を示しておるのであります。

しかるにトラック運送事業の収益状況から考へますと、全國標準会社五十七社の実態調査によりましてこれを詳しく申し上げますと相當な数字になりますので差し控へたいと思ひますが、そのうちの三十二社すなわち五六%が赤字経営を示しておるのであります。まして、いかにトラック事業がこれらの数字から考へまして苦しい経営を続けておるかということの御察察をいたしたきたいのであります。以上がトラックを中心とした自動車の運送事業の現況の概説でございます。

次は理由の第二といたしまして掲げたいのは、これもトラック事業を例にとつて申し上げたいと思ひますが、トラック事業は担税力がその限界点に達しておるということでありまして、担税力がないと申しても差しつかえないかと思ひます。運輸省が現行トラック運賃を認可するに當りまして、これは昭和二十七年のことであつたかと思ひますが、その後の調査も行われたことと思ひます。これらの数字を総合いたしますと、北海道外全國二十二会社の車キロ当りの収支を御参考までに申し上げますと、一車一キロ当りの収入が五十四円十六銭、このうち一キロ当りとして計上いたしますと、収入は四十五円四十七銭三十四銭、これに對して支出は四十四円八十九銭九十九銭、すなわち五十七円三十五銭というものが利潤になつておるのであります。すなわち利潤が一車一キロ当り六十九銭であり、一車一日当り五十七円三十五銭という零細な利潤を示しておるのであります。しかしながら、先ほど申し上げましたように、これは昭和二十七年の実績でありまして、その後いろいろの条件が加重されて、十九年度の全國五十七会社の収益状況の通り認可運賃を割つてその大半が赤字経営に追い込まれ、諸経費の節約はもちろんであります。が、経営の合理化に全力を傾けてはいるものの、車両、部品、燃料、タイヤ等諸資材の高騰と、さらに諸税負担の重圧によりまして塗炭の苦境にあるのが偽りのない現状であります。従つて担税力が限界点に達しておるということを申し上げたいと思ひます。

次は、たゞいま御審議に相なつてお

ります。地方税法中の自動車税率の引き上げの問題でありまして、揮発油を使用しない自動車、特に軽油自動車、通常ディーゼル・カーと申しておりますが、その税率の引き上げは私どももいたしましては業界をあげて納得ができないのであります。政府は揮発油に対する増税に伴いまして、ガソリン自動車との税負担の均衡をはかるという理由によつて、軽油自動車の自動車税率を引き上げようとしておるのであります。自動車税率は毎年々々引き上げられて、すでに高率な課税となつております。これは御承知の通りであります。すなわち自動車税率は固定資産税に道路損傷税の要素を加味したものであるといたしまして、道路整備財源輸出のため毎国会税率の引き上げを行い、一昨年、昨年と引き続いて増税をされてきたのであります。

しかるに今回さらに軽油自動車に対する税率を引き上げようといふことは、道路整備とは関係のないことであるのであります。何とならば、特に揮発油を使用する自動車との課税の均衡をはかる目的からのものであるならば、軽油自動車に対する差別課税は、すでに前国会において、標準税率がガソリン自動車の五〇%増に改正されて課税の均衡ははかれていたものと思ふのであります。しかして政府当局におきましては、さらに府県条例準則を制定されて自動車税率の増徴を増すことに自動車税率を増徴するよう地方団体へ示達されておると伺つておるのであります。

ここに軽油自動車の自動車税率の徴税実態を明らかにしてみますならば、ガソリン自動車は四トン車が大半であり

まして、標準税率によつて課税されているのに対して、軽油自動車は逐年大型化して参りまして、七トン、八トンという車両が多くなつております。従つてこれらの軽油自動車は条例準則の例により標準税率(四トン車)をはるかに上回つた高率な税が課税せられております。たとえばガソリン自動車は四トン車が主体で標準税率の一萬四千円でありまして、軽油自動車は七トンをこえるものが多く、条例準則によつて三萬三千元(標準税率は二萬一千円)と定められて、現に徴収されておるのが実情であります。従つてガソリン自動車と軽油自動車との標準税率をどちらも四トン車において五〇%の税率差に關し税率均衡を云々することは微細実情に照らしまして妥当なものとは考へられないのであります。

さらに財政需要によりましては以上の課税も行われておるところもあらうと伺つております。たとえば岡山県においては七トンをこえる軽油自動車には四萬三千五百円の自動車税を課している現状でありまして、地方団体の財政状態によつて現実に自動車税率の標準税率を引き上げて徴収する地方団体の自主性がとられておる以上、しいて標準税率を引き上げる必要を認める必要はなからうと考へる次第であります。このように軽油自動車に對し課税されておるに高率な自動車税率が賦課されておるもので、これ以上の増徴は業界をあげて納得いたしたい点であります。

次に自動車使用者は道路整備のためにすでに最大限の奉仕をいたしておるのであります。自動車使用者に對する道路使用の応益負担といたしまして、

各官庁並びに公共団体がそれぞれの立場から各種の名目によつて諸税公課を賦課しておりますが、これらをあげてみますと、揮発油税、自動車税、道路受益者負担金、道路改修協力費、有料道路、道路くじ、これはほとんど強制制当であるといつておられますが、これを負担いたしておられます。しかもこれらは確実な財源として年を追つて自然増収の実績をあげておるのであります。これら自動車使用者の道路整備関係負担総額が国及び地方を含んだ道路費総額に對する割合はいかになつておるか、これを調べてみますと、昭和十年年度の二一%が昭和二十八年年度に六七%すなわち約三倍に達してあります。さらに昭和二十九年年度には自動車税、揮発油税が増徴し、有料道路が各地で完成いたしまして料金徴収実績が上つておられますので、その割合はおそらく七〇%から八〇%に上る実績ではないかと思ふのであります。荒廢し切つたわが国の道路整備に對しまして、今日の不況下の自動車使用者にいたしましては、右に述べたように最大限の奉仕と犠牲とを払つておるのであります。公共の道路に對し自動車使用者に一方的にしわ寄せされる負担にもおのずから限界があり、今日担税力をはるかに凌駕し、これ以上増税すべきでないことは、ただいま申し述べました数字によつて十分御理解がされるのではないかとと思つておるのであります。

次は軽油自動車の自動車税率の引き上げは、国の軽油自動車の奨励政策と完全に矛盾しておるのであります。軽油自動車は自動車運送事業のうちで最も公益性の高いと称せられておるところの路線トラック——一定の路線を定めてトラックを運行する事業でありまして、及び一般大衆の足となつておるバス事業に最も適当しているところの車でありまして、このために運輸省におきましては昭和二十六年以降、その育成助長策をとられており、今回の経済審議院で企画されました経済自立六年計画においても軽油自動車を奨励しようとしておるのであります。従つて軽油自動車の自動車税率引き上げは、国の軽油自動車の奨励政策と矛盾するものであることを指摘いたしたいのであります。

また軽油自動車がわが国の輸産業として貴重な外貨を獲得しておるというところであります。昭和二十九年年度におけるバス、トラック生産高並びに輸産量を御参考までに申し上げますと、軽油自動車の生産はバスが五千四百七十四両、トラック七千三百三十三両、計一萬二千三百六十七両となつておられて、ガソリン自動車の一萬八千四百一十一両、これはバス、トラックだけであります。これを比較いたしますと六千両程度少いのであります。そのうち輸出両数は軽油自動車、ガソリン自動車を含めまして一千二百両で、これによつて獲得いたしました外貨は四百七十八萬六千六百六十一萬四千余ドルであつたわけでありまして、従つて現在輸出不振の際に、輸産産業育成の見地からも軽油自動車に對する差別的課税は避けられるのが妥當であると思ふのであります。

次はこの軽油自動車の税率の引き上げと関連した問題といたしまして、すでに国会において審議中であるところの地方道路税法案との関連を特につけ加えて申し上げておきたいと思ふのであります。軽油自動車税率の引き上げ案と、揮発油税を基礎とした地方道路税法の新設による結局における揮発油税率の引き上げ案、これがきつめて密接な関係にあるものと私は考へております。地方道路税法案につきましては去る五月二十七日衆議院大蔵委員会において当協会の常務理事の小野盛次が公述いたしておられますので、私といたしましてはできるだけだけいづまんだお話を申し上げたいと思ふのであります。

揮発油税率の引き上げ理由が、揮発油税の引き上げに起因しておるとわれわれは考へておるわけでありまして、揮発油税率引き上げの根拠がきつめて納得のいたしたいものであると考へらば、これと均衡を維持すると考へられておるところの軽油自動車の税率も当然据置きせらるべきものであるといふことが理論上當然であると思ふのであります。しかるにこの軽油自動車の税率の引き上げと地方道路税法の新設も含んだ揮発油税率の引き上げとが別個のものであるのかどうか印象を受けておりますことは、この立案の動機から考へて私は納得がいかなないのであります。まして、あくまでも関連したものととしてのこの問題を御審議をいただかなければならぬ、こう思ふのであります。しかも現行の揮発油税はきつめて高額不当なものであります。自動車業界といたしましては唯一の燃料源であり、これらの動力源である燃料に對しまして、あるいはダイヤモンド以上の税率を課されておるといふことは、どうしても私どもとしては納得できな

す。その例を一つとりますと、昭和二十四年度——とその当時は地租家屋税でありましたが二十八年度の固定資産税の比率からいいますと二十四年度が一〇〇に対して二十八年度は四五六、百六十一柱でありますが、そんなふうに非常にふえておる、そんなわけでありますので、先ほど申しましたように貿易

の作題その旨いふに、おれは鐵道、そういうものも、船柄あげますために、倉庫自体もやらなければならぬ、そういうところがないかやれないのでありますから、ぜひこの点は考慮していただきたい。それからなお建物だけにとつていいますと、今の一〇〇對四五六というものが、一〇〇對五二六ということになります。倉庫は土地よりも建物の方が主でありますから、そういうふうになるのであります、この点は、單純にはかのビルディングとかその他のものと違ひまして、運営上において大へんな違つた立場にありますだけに、これは回轉していかなくてはならない商売でありますために非常に苦しいのであります。

それから、次に倉庫は公益上の事業

であります。御承知のように倉庫証券券
行につきましては、構造上その他にお
いて制限があります。そういうような
ことでありますので、この倉庫証券と
いうものは売買の対象になりますし、
金融の対象にもなりますので、この趣

營のいかによって経済社会に多大に重大な影響を及ぼしますので、こういう点はどうしても公共性があるということが十分言われるのであります。そしてまた貿易の振興にはどうし

でも先ほど申し上げましたように、文化の進展その他商業上のいろいろな条件に合うように倉庫を改築整備していかなければならぬのであります。ちよと倉庫は海陸の接点にありますが、あるいは陸上の交通の接点にありましてその使命を果しておるのではありませんが、海にたとえて言いますれば、船舶はもろに巨額の金を要するものであります。陸上の設備または援助を受けまして、陸上の設備は国家や自治体でやるというように、みな特別な国家からの保護を受けておるのであります。その間に介在してどうしても必要であるところの倉庫というものは、何らそういうことはなくして自分ですべてをやります。そして、いかんなくとも税金を自分で払っていかなくちゃならないという状態です。しかもただ最初につただけではないというではありません。年々変わっていくところに對しましては、これに適応するように、特に貿易を振興する上におきましては、いち早くいろいろなことを処置いたしまして、荷物の上げおろし、そういうことにつきましても関連事業としてやっております。すべてのことが安くそうして早くということにするためには、いろいろの設備をする、建物のほかにさらにそれに付屬していろいろな能率を増進するよう設備をやつていかなければならぬ、そういうことであります。これは一にそういう重要なものであるにかかわらず、全くそういう点は公共的に働いておるにかかわらず何にも見ていただけないというのが現状であります。さらに倉庫は御承知の通り日本の食糧倉庫にいたしまして

も、食糧庁の指定倉庫として重要な役割をやっております。こういう点につきましてもいろいろの指定を受けて監督を受けております。いろいろの点におきまして公共的な立場で仕事をしたいというところもぜひ考えていただきたいと存するのであります。なお農業倉庫は固定資産税その他を免除されております。それはそれでいいのであります。もうけれども、それは港あるいは県庁所在地というところにあるにありまして、営業倉庫とか合つて、農業倉庫も余力があらまれば一般の営業ができるのであります。それは税金と片方は税金が免除され、片方は税金がかかるので、こういう点も同じく公共のためにやっておる立場からいきましたならば、考えていただきたいというふうに考えます。そして倉庫は保管料を取つておるのであります。これはただいま申し上げましたように、公共的であるということ、そして非常にサービス業であります。困るからといって容易にすぐ保管料を上げるということではできません。一種の基準料率がありまして、監督官庁から実施されておりますので、それに合うようにやつていかなければならぬというので、自分で先に立つて何かやるということでもなく、いつも受身の立場でサービスをしていくということでありまして、これを少し困ることでも税金にかから保管料を高くするということではできないのであります。そういう事情でありますので、倉庫業者といはしましては、この際ぜひ以上のことをわれわれが御説明申し上げましたごとくに、何らか御考慮を願

いたいと存する次第でございます。○大矢委員長 次に前東京都固定資産評価室長馬場密蔵君。○馬場密蔵君 たいま御紹介にあずかりました前東京都の固定資産評価室長馬場でございます。ちよと皆さんに御了解を願つておきますが、私は先日安井人事におきまして退却をいたしました。隠居でありまして、だんだんとつんばさじきにおりますから、新しい情報に暗く、目に映するものがたような位置に置かれておりますので、そのつもりで一つお話を申し上げます。思いいます。それからもう一つは、老齢であります。ことにこのごろ齒が悪くなりまして、きょうも齒の療治に行きまして、音声が朗々と出ません。わかりませんところは幾度でもお聞き返しを願います。どうぞその点御了解を願います。それからきょう御招致をいただきましたのであります。こういうことについて所信を語るのだから、御質問があつて一問一答とか何とかいう形で、私の愚見を申し上げることもだと思つておりましたが、そういうふうでもないようでありますから、さうあたり即席料理で私の所見を申し上げます。私はこの四年半にわたつて東京都の固定資産の評価をやつておりました。その経験からいたしまして現行の地方税法のうち改正をしておきたいというところが一つあるのです。これは長年の私の願ひである。それからもう一つは、改正案がいかなる内容を持つて提出されていきますかわかりませんが、聞くところによりますと、一つどうし

でもこの点は改正しないでおいてもいいというところがありまして、この二つだけ申し上げたい。それからまた御質問に従つて愚見を申し上げます。思ふのです。現行法上改正をしたいと思ひますのは、固定資産の評価が毎年一月一日の現況において評価をして、そして評価の仕方をしますのは二月末日まで、二カ月の間に評価をまとめ、評価員が評価調書というのを知事に提出するのは一月一日を押えて二月末日までに出せ、知事はこれを受け取つてこれを見て、そのまゝにうのみにするか、あるいは手を加えるかを御考慮になるのであります。それが三月一日になると納税者の縦覧に供しなければならぬということになる、この期間がはなはだ短かくて、とてもこれで足りばな評価ができないと考へるわけでありまして、東京都の場合にしますと、どれだけのものを評価するかと申しますと、東京は御承知の通り二十三区、直徑二十マイルでありまして、そこにあります土地が九十三万坪もある、そして安いところで、周辺地区など宅地でも五百坪以下のところが多々あります。銀座の交差点のあたり、これは東京の最高峰となつております。これは一番高いところで、単価が四十三万五千五百円、この間幾通りあるかわからないのです。三百円も四百円も五百円もというふうになんだん価格が變つてきまして、最高峰が四十三万五千五百円になるまでにはずいぶんあります。これをみんな一つ一つ吟味するのです。それから今度建物は百万種をこえます。大きいのは九ビルみたいな延べ床面積が二万坪もあります。九尺

二間のバラックもあります。これは百万棟以上ありまして、そして建物については、この建物は鉄が幾ら、これにはセメントが幾ら入つて、砂利が幾ら入つて、木材が幾ら入つて、それから手間の幾らかかつて、設計監督から片づけの費用まですっかり積る、これがさういうふうにならば幾らある。それから償却資産というのは機械器具あるいは施設設備、船舶あるいはガス、その他電気設備というものは、その内容になつていて、これが一千一百万件もある。一件というのは場合によつてはテーブル一個でも一件にすることもできます。これは経営者の整理方法に従つてやります。一つ一つばらばらにするとなかなかむずかしいものです。これは所有者の整理方法によりますが、さういふふうに一筆のものはみんな一件に勘定することがあります。それから製紙会社とか紡績会社、鉄工場、造船所というところの大きな設備になります。国会の二つか三つしか入らないくらい大きな機械があるのですが、これも一件、さういふのが一千百万件あります。これを二カ月の間にまとめるなんていうことは、これは実際は全く不可能なことです。これは人知薄弱にしておられるので、結局拙速ということになる。私が一昨年度の主税委員会に評価のきまつた結果を報告して、そのときにさういふことをちよと口をすべらした。私が、洗たく屋や仕立屋がお粗末でございます。たいてい品物を納めますあの筆法で、まことに荒削りなところがあつて申し

わけありませんということ、私が大へんに謙讓の言葉でもって言ったのですが、荒削りとは何事だ、この重大な都民に負担のかかっているこの評価、それをそういうことをされてはたまらぬ、お前の評価なんかやり直せと言つてしまつたことがあります。事実そういうふうにしかられるのが当然でありまして、二月月の間にそれだけのことをやれということは無理です。ゆゑに私は、この税の徴収をする年の一月一日現在の評価をして、二月末日までに仕上げるというふうな、そんな無理なことは言わない。少くとも大東京というふうなところでは、いなかの市町村と違ひまして、非常に量が多くて品物の内容が違います。ずいぶん複雑したものがあつて、困難なものがある、名前が確認することができないものがある、通産省の機械課へ行つてやつてみたり専門の人を頼んでやらなければならぬ。そういうものがあります。どうかこれをもう少し期間を長くしていただきたい。そこで私は、前年の六月一日ぐらゐに押えて十二月一日ぐらゐに評価の形を作つて、それに付随するものは順次やつていくというふうな改正をしていただきたい。それでなければいづまでもたつても拙速であつて、まことにお粗末でありますというものは免れない。そんな粗末なものは受け付けられない。そういうふうな言われたいやうがない。ぜひこの重大な都民の負担であるところの固定資産の評価が適正にいきまうようにこゝねがう精神から、その期間を長くして、そうしてもう少し早く切り上げて、前年の六月一日ぐらゐに押えてもらいたいということを私考えておるわけです。そこで現行法によ

りますと、一月一日に押えて二月末日に評価したものを出して、知事が考える余地がなくすぐこれを縦覧に出して縦覧を二十日間しまして、今度不服のあるものは審査の請求をするとか、あるいは知事に裁決を求めるとか、あるいは通常裁判所に訴えて曲直を争うということになる。そうして第一期の税は四月徴収する。そういうふうなまだ評価がすっかり落ちつかないうちに徴税をする。徴税をしておいてあとで間違つていけば返してやるといふのは、これはどうもおもしろくない。どうしてもこれを円滑にするのには、六月一日に始めて十二月一日に評価したものができて、知事さんもゆつくりこれを見て、採用するか訂正するか考へて、そうして縦覧にゆつくり出して、それから異議があつた者について十分に審査して、真に評価額がここに決定をして、それから徴税をしなければならぬ。徴税令書を書くのでも、印刷して令書を書くのにかゝるのも一か月のかかる。それでそういうことができないと、今度は非常にいろいろな手落ちがあつてしまふことがあつて、迷惑をこうむることが多いから、ぜひこれは新たに半年半上げていただきたい。私はもう退職しておりますから関係ないやうなものでありますけれども、これから仕事をやる人のために、ぜひそういうことをしていただきたい、こゝろお願いいたします。

そのほかもう一つ、地方税法の改正案の内容は、私は隠居してありますし、また私の仕事は税務とか財務の表をしない、台所の仕事をやっております、評価というものは台所の仕事ですから、表のことはわかりません。別に税務行政のことは研究しておりませんから何もわかりませんが、自分のやつてゐる評価のことだけについて一つ申し上げたいと思ひます。改正案によりますと、真偽のほどはよくわかりませんが、新開等で知つたのでありますけれども、二年縛りとか三年縛りとか、つまり二年とか三年とか、ある期間据え置きをするという話ですが、これは私は非常にまずいことだと思ふ。これは現行法通り据え置かないことにしてもいい。い。というのはなぜかと申しますと、ただいまの土地の価格は、土地に興廃盛衰があつて、あつちが非常に発展したと思つと、こつちが滅びていく。興盛衰といふものは減つていく。これを何年もうつちやつておくと、泣く人と笑う人ができる。これは笑例から申しますと、銀座とか日本橋の昔の中心のところで、非常に榮えておつたのですが、今度あそこはさびれてしまふ。というのは、人口がだんだん周辺地区にふえまして、購買層が中心に求なくなつてしまつて、新宿とか渋谷とか、渋谷には大きな東横のビルができて、あそこ集中する人が多。新宿は昔三越の支店だけだったのが、伊勢丹という大きなデパートができて、その他にも小さい店ができて、どんどんと郊外の人が行きまきて、あそこ消えてしまふ。それから池袋しかり上野しかり、浅草しかり、ただ残るところの銀座、日本橋は、国鉄と地下鉄の交通機関でもって息をしておつたのですが、今度八重洲口に大丸ができて、あそこでもみな購買層を断ち切つてしまふ。この八重洲口ができてから東京駅の乗降客は二十万から四十万にふえた。丸の内の方は

大して違ひませんが、八重洲口ができたために倍になつた。そこで八重洲口から出た者はどこに行くかといふと、大休名店街と大丸へ入つてしまふ。そして残る人は、約半分くらいでしようが、これはみな職場への勤め人で、購買層ではありません。そこで日本橋とか京橋のあの付近は暗い町になる。これは夜はあかりの都で光り輝いておつたのが暗い町になつた。三越や白木屋、高島屋を初め、個人商店など、極端に言えば火の消えたやうになる。これが地価の変動をもたらす。今度銀座がその二の舞です。有楽町の駅の前、丸の内線の堂々たるビルがありました。あれを今取りこわして、大阪の十合さんが出る。そうするとそこでまた食いとめてしまつて、日比谷から銀座へいく購買層がみんなそこで断ち切られてしまふ。そういうことになる。その他山の手方面へ行きますと、いつの間にか駅の前山の手銀座といふものができます。そうするとそこで自然に吸い上げて、一方では衰微したところができる。そういうふうになつて今變つてゐる。地価が上つたり下つたりして興盛盛衰をきわめてゐる。そのときにくぎづけにしてしまふといふのは少し無理だと思ふ。やはりいましばらくの間は現行通り毎年評価をして、上つたところは上げる。下つたところは下げる。ことに、地価が上つたのはどういふせいかといふと、多くの人は人口のことを言いますが、人口なんかは問題じゃありません。なぜ地価が上つたかといふと、貨幣価値が下つてきたからです。私がここに今種々そのために控えておきました日本銀行券の発行高を調べてみますと、明治の初めから

昭和三十年まで調べてある。最近になりますと、年に五百億千億といふやうな日本銀行券が増発された。そうして最近では、ことしの一月、三十年度の評価をいたした時分には、六千二百二十億といふ発券高、前年度に比べて千億以上上つてゐる。通貨が膨張しますと貨幣価値が下ります。流通する貨幣の量によつて、物価の騰落がきまるといふことは経済でいつておりますが、これなんです。そこでどうん政府が紙幣の増発をしますから物価が上つてしまつて、昔金が一匁五匁であつたものが二匁五匁、それから為替レートは、ドルが戦前二匁幾らといふものが、政府がきめられまして三百六十匁です。それから日本銀行で発表する物価指数で見ますと、物価は四百倍、土地の価格はわれわれの調査したところによりまして、銀座なんか百六、七十倍しか去年上つていない。こゝろは二百倍以上になりました。そういうふうになつて、これが日々いふやうに運動をしてゐる。貨幣価値が下つてくるのですから一つの障害があるために、一般の野放しといふやうな物価の値上りほど多くないので、一般物価は四百倍になつても土地は二百倍くらいでとまつておるので、これはどうしてもこれまで上る傾向がある。ところがこれから先どうなるかといふと、政府においても緊縮政策をおとりになり、貨幣の緊縮をおはかりになるやうに見えるのであります。反対に日本銀行の発券高がぐんぐん減つてくると地価が下つてくる。地価が下る傾向がある。今やみ値がぐんぐん下る傾向にあるのです。それにくぎをさしてしまつては、國民の負担がだんだん

と軽くなるべきであるのに、それを押えておき、そういうことになるから、据え置きというのはいくつかない、時期尚早だ。いま十年か十五年たつて、地価が安定し、人口におさましても盛り場の盛衰がずっと落ちついたときにはよろしい。そのときに永久にくぎづけにして、今度地方財政の資源について必要があればその増減は税率によって操作してもらおう、こういうふうにしていただきたい。そういうわけでこの際二年縛り、三年縛りというふうなことは時期尚早だと考えますから、どうかこういふことをしないようにお願いしたい。

それから今自治庁の奥野さんもおっしゃいますけれども、据え置きのお話が毎年ある。東京都を私は首になつたのですが、評価委員室という機関がなくなつてしまふ。これは評価の必要がないということですが、けれどもこれからそういう地価の変動がはげしいときには、ますます評価を適正にしたい。だからその点からいっても、毎年評価をすることが必要でありますし、一ぺん評価の機関が閉鎖してしまつて二、三年、さあやるのだということになると、閉店をしたり開業をしたり、個人商店でも、御承知でありますし、個人これはばかばかし金がかかる。そうして熟練した練達技能の士がなくなつてしまふ。しろうとたちによつて新規まき直しをして、莫大な損をする。こんなことを申し上げるのは失礼ですが、昔東京市に奥田市長という名市長がいらつたやうに、極めて極端な緊縮政策をとつて、始めている事業をみんなやめさせて、大々的の人員整理。けれども

れども都市計画とか水道とか電車は注文しておいた安い品物なんかみんな断つておいて、二年ばかりたつてさあやらないければならぬということになつたら莫大な損をした。こういうことは固定資産の評価の中にもありますから、熟練者を失つてせっかく集めた文書、調書というものは役に立たなくなつてしまふ、毎年々々小刻みにやつていけば、ちゃんと研究を積んで、急激な値上り値下りはないのです。三年もおいたならば急激な値上りがあつて、また急激に値下りをしていなければならぬ。こういうことになつて、そこでまた都民とけんかをしなければならぬといふことも、私から言つて目に見えておる。ですからこの二年縛り三年縛りといふことはしないように、ぜひ一つ御配慮をお願いしたいと思います。今のままで毎年々々小刻みにやつて、すでに軌道に乗つてしまふから、経費も割合に安くなる。これを捨ててしまふは、熟練工はなくなつてしまふし、それから先ほど申しました通り、抱えておるいろいろの調書、参考書といふものはみな使えなくなつてしまつて、新規に大がかりにまた調査をしなればならぬ、財政上に及ぼす負担の増額というものは莫大であつて、突にばからしいことだと思ふので、どうか一つ——これは改正案にはどうなつておるか分かりませんが、私がうわさをして申し上げるのですが、もしそういうことがなければ、これは大へん私の考え違ひで、言い過ぎでありますか

ら、これは平に取り下げますが、果して二年縛り三年縛りといふことを今お考えになつておるならば、これはただちに考え直していただきたいといふことを切にお願いいたしておるわけでございます。

これだけ取り上げておくといたしたやうな即席料理は別に考えていませうが、ふだん考へておつたことを、このいい機会でありましたから、申し上げまして、ぜひ一つ今後とも十分の御考慮を払つていただきたい。あとは皆さんの御質問がございましたら、私の考えを申し上げます。ふつつかながらお答え申し上げます。

○大矢委員長 では次に東京大学教授永田竜之助君。特に木材引取税についての御意見を伺ひたい。

○永田参考人 御紹介にあずかりました永田でございます。木材引取税の問題で御質問になりましたのですが、私学校に奉職しておりますので、実はあまり税金のこととは根本的に詳しくないであります。ところが林業関係のいろいろの問題を取り扱いますのに、御承知のように、植林事業というやうな仕事は非常に長期の事業でございます。世の中に伝へられておりますように決して、それじゃ個人企業として成り立たないやうな不採算的な仕事でもないといふやうなもののやうに考へておるのであります。それに税のことを取り入れて考へますと、実はこれはもうとんでもない不採算的な仕事にならざるを得ないのでございませう。昭和二十六年にシヤウブ税制調査団の人たちが見えたときに、連中が皆さんから御意見を聞かれて、私どもとしては、林業については何か特別の税の制度がなければ

ればどういふ成り立たないやうに思ふ。特に当時考へられておつた、たとえば富裕といふやうな税につきましては、収入があるまでの間、三、四十年間にわたつて毎年々々一・五％ないし三％の税をとるといふやうなことにすれば、年平均の金額成長額に相当するものをとつて、税として吸ひ上げるといふことになるから、林業経営をする者たちの意欲を喪失することが心配になる。従つてそういうやうな富裕税のやうなものを創設されたら、あたかもアメリカにおける財産税のやうな形になつて、そうしておそらく日本の林業といふものは衰微しやしないかといふやうな点を指摘して、毎年々々林業に對して課税することについては、私どもとしては根本的に反對したのでございませう。そのかわりに、当時の税制改正に際しては林業に對して富裕税をかけるといふやうなことが決定されました、この富裕税はわずか三年間で廃止される運命になつたのであります。そのときにやはり同じく問題になりましたのは、林業に對する固定資産税の問題でございます。固定資産税につきましても、御承知のように減価償却可能な資産に對して固定資産税をかけるというふうには書かれてあつたのであります。したがらば山の木は機械などとは違つて減価償却ができるのかといふことになりまして、機械類等については耐用年数などがありますから、減価償却は当然可能であります。立木については実は年々価値生長量を持ち去られずに山に蓄積されるわけでありまして、原価がだんだんふえて参るのであります。従つてそういう觀念から見ると、減価償却可能な資産の中には立

木は含まれないであらうといふやうなことを、いろいろ自治庁の方でも考へ下されたのか、ともかく木材に對する固定資産税はやめようといふことでおやめになった。ただしそのかわりに、そうなる都道府県並に町村税として林業が負担する税が何一つないといふことになるから、やはり何か多くの財政投資が、たとえば造林であるとか、林道であるとか、あるいは治山事業とか、相当の金額のものが林業関係に投下される。それに対して山林所有者なり、地方の人たちが何ら負担をしないといふことは、やはり妥當を欠くことになるから、何か木材関係の税を負担する必要があるやうなやうな考へ方で、当時ありました木材引取税を暫定的に、と申しますと語弊がありましようが、当分の間存続しようといふやうなことになるので、今日に至つておるやうに承知しておるのであります。

木材引取税につきましては、これは大体昭和二十二、三年ごろあるいは三、四年でありましたか、ともかくそのころに長野県及び広島県、山口県あたりで、御承知の水利地益税などと同じやうな形で、たとえば林道の補助金が国から参りまして、そうしてその助成金に對する県費の何がし、——一割でありましたか、ものによつて違ひますが、林道の場合は一割の県費の負担すべき三割ないし四割の負担金を各個人から徴収することは大へんであるから、地元の町村なりあるいは県がそれを徴収して、その工事を推進していくといふやうな考へ方で、いわゆる目的税的な立場からこの税が創設され

たのでございます。従つて当初においては、その目的を以て、その税がかけられておつたのでありますから、その目的が達成された場合には、それが軽減されるというようなことは当然であつたわけでありまして、ところがそういう形になりまして創設されても、こういう性質の税は、いつの間にか目的税的な性質からはずれて、一般財源に考えられるような危険が多分にあるから、林業関係者としては、ほとんどその点は注意しなければならぬまいというやうなことをいつておつたのであります。ところが、そのうちにシャープ税制改正に際して、先ほど申し上げたやうな取扱ひになつて今日に至つたのであります。

實際問題といたしまして当時二つの点が問題になつたのであります。木材引取税をしっかりと存続する場合に課税する場所をどこにするか、課税標準価格を決定する場所はどこであるかという二つに對して、自治庁の方のお考えでは通常取引される場所、こう言つておられる。通常取引される場所というところになると、木材関係では、しかも簡単に、具体的に申し上げれば、立木のままで売買する業者もありませんし、山林所有者が伐採、運搬をいたしまして、駅頭へ持つてきて売買する場合もあるし、あるいは製材工場の土場へ持ち込んで売買する場合もある。従つて通常取引される場所の価格ということになると、たとえば非常な奥地で山林立木の所在するところから駅頭までの運賃が五百円も八百円もかかるころでは、運賃に對しても木材引取税をかけるというところになりますし、駅頭に非常に近い立木については、それらの

運賃については税の負担がないというやうなこともなる場合もあるし、これについては課税する場所をよほどお考えにならないと都合が悪いだろうというやうなことを申し上げておつたのであります。私どもとしては通常取引される場所としては切り倒されたときに、その場所における価格というやうなことでおやりになれば、運賃の相違による課税の負担の不公平というやうな点が是正されなければならぬというやうなことで、当初は多分にそのやうに承知しておつたのであります。これは地方自治体である市町村の考え違ひであります。本税ができました二十六、七年當時においては、駅頭の価格に對して百分の五ないし百分の六の税をかけたというやうな町村などがありまして、相当問題を起したのであります。

もう一つの点は、この税は大体消費者に転嫁するべき税であつた、こういうことであつたのであります。ところが現実の問題としては、木材について公定価格があつた時代、いわゆる統制されておりました時代には、いわゆるマル公があるわけでありまして、マル公に對して五割なら五割の消費税をかけたければ、これは消費者に完全に転嫁されるわけなんです。それは本来今日でもたばこであるとか、あるいは酒であるとか、あるいは薬であるとか、図書がそのやうでございます。そういう性格のものであります。庫出税の形であるか、あるいは定価が明記されておりますから、それに対して百分の六あるいは五というところで課税をいたしますと、消費者に完全に転嫁できるのであります。木材の場合は、御承知

のように、山の立木の価格を算定いたしますのは、市場の価格から運賃諸掛りを差引いた残りが立木の単価といふことになりまして、俗に運賃造価と申します。逆算をして立木の単価を出す關係がございますので、勢い中間の税その他の諸掛りは、ときによれば山林所有者の方に全部ひつかぶせるといふやうな形にもなります。また、きによつてこれが逆に消費者の方に全部転嫁することができるといふやうな場合がありまして、これは御承知のやうに、市中におきます木材の流通關係、需給關係が一にあずかつて力があるわけでありまして、要するに木材の伐採量が少く需要が多い場合には、市中の消費者がその税をかけることにならざるやうであります。逆に伐採量が多くて需要が少い場合には、当然山林所有者がその税を負担するといふやうな形になるわけでございます。要するにそのときの木材の需給關係や価格の關係でこの税が生産者が負担したり、消費者が負担したりといふやうな格好になります。本来の目的通り全部が全部消費者に転嫁することができないといつたやうな事情もあるわけでございます。理論的なことは専門の方々がおいでになりますので、税の理論的なことにつきましては私どもとしては何も申し上げる必要もないかと思つたのであります。大體今申し上げるやうな点につきまして、実はこの税の創設當時からいろいろ問題があつたといふことを御説明申し上げたわけでございます。

しからば現状はどうなつてゐるかと思つたところ、これは非常に区々でございまして、たとえば国有林から生

産されます材については、これは本税がらふと特殊な事情にございまして、地方自治体が特別徴収義務者といふものをきめた場合には、その者が税を徴収して地方自治体に支払うということになっております。そして普通多くの場合、町村は特別徴収義務者として国を指定しておりますので、国が徴収義務者になつておられる場合が多いのであります。従つて国有林の管理者がその税を徴収して地方自治体へお渡しをするという形になつております。關係上、これは額面通り税金をとるのであります。ところが、さうでない民間の山林の所有者が多い地方におきましては、この税が割合に――言葉が悪いかもしれませんが、適当に徴収され、適当に支払われておる。従つて概して低い負担で済んでおつたのでございまして、ところが昨年七月自治庁の方が、本税の課税標準額と申します。たとえば杉については一石当り六十円ないし七十円である、ヒノキはそれの二割増しである、松はそれから何がしか減額したものであるといふやうな標準課税額が公けにせられたのでございまして、ところが實際さういふことになりまして、たとえば現在の用材の生産量から逆算して参りますと、本税の徴収標準額は大体六、七十億圓ぐらいの税収入があるやうになるわけでございます。予算の面で見ますと、それが十六億圓がしで、予算面とわれわれが考えます徴収予定金額との間に相当大きな開きがあるといふやうなことで、木材業者の人たちが、あるいは山林所有者の一部の人たちが、そのやうに高い税金を――具体的にいへば今から比較して二倍も三倍もに相当するやうな税をとられた

のでは、とても林業あるいは木材業関係者は成り立たないといふことを懸念いたしまして、それから本税の撤廃運動が始まつたやうに記憶いたしておるであります。私どもは、業者の方や山林所有者の方々から、いろいろこのことについて御相談を受けたのであります。実は何と申しましても現実のことをあまり知らないものでございまして、的確な御返事はできなかったものであります。むしろそのことは林野庁あたりが御相談に應ずべきだといふやうなことで、当初は林野庁の人たちに回答を送つておつたのであります。が、林野庁の方も、どういふわけですか、この問題についてははつきりした態度を示されずに、そのまま今日に至つておるやうに承知いたしておるのであります。私どももいたしましては、その後現地に對して二、三事情を調査もいたしました。ところが、これはなほだしく負担が不均衡であるといふことが調査するに従つてわかりまして、こういうことではこの税を残しておくこと自体が問題だといふやうに考えるやうになりました。あけて昨年の八月ごろ、しいていへば九月上旬でございまして、そのころから私個人の意見として、本税は当然廃止をしなければ、この税を負担する人たちの間にいろいろ不公平があることが原因になつて摩擦を起すことになりはしないかというやうなことを考えるやうになつて今日に至つておるのであります。承れば、今国会に本税の改正でありますか、廃止でありますか、何かさういつたやうな話が出ておるやうに承知しておるのであります。私としては、従来の考え方から申しますと、本税の撤廃というこ

とは、実はあまり考えていなかった、適当なぐい低く税として存置されるなら、あつてもよからうというふうに考へておつたのでありますが、自治庁の示されるような程度の課税標準額で徴収されるものとすれば、当然これは撤廃すべきであるというふうな考え方を改めざるを得なくなつたというふうな事情でございます。

最後に一言申し上げたいと思ひます。ことは、実は昭和十一年であつたかと思ひますが、馬場さんが大蔵大臣の当時、中央地方を通じての課税の均衡を期するための税制改正をするということを行つて、当時立木について伐採税、あるいは丸太を川を利用して流すいかだ流し税、あるいは一つの町村から伐採された丸太を他町村を通じて駅頭へ搬出されるときに、木材移出税という名称で、各町村がそれぞれ出してくる丸太について何がしかの税をとる、従つて一つの町村を経由して駅に出た場合には、移出税は一回で済んだのでありますが、三カ町村を経由して駅頭に出るといふような場合には、三カ町村から木材移出税をとるといふような、そういうふうに地方税が乱立されておりました。その実情がございまして、当時御承知の土地に対する反別割と並ぶ悪税であるから、この種の地方税は整理すべしというふうなことになりました。昭和十四年かに従来ありました立木の伐採税、いかだ流し税、木材移出税といったような地方税が整理されたことがあるのでございませう。実はこの問題は、大正十二年ごろから昭和十四年まで、約二十年くらいかかつて、そういうふうな税を整理したことがあるのであります。それを

考えあわせると、創設することは出来たけれども、整理することはなかなか大へんだ、かように思ふのでございませう。参考までにそういう過去の事情も申し上げて、御審議のお役に立てばと存じます。何か御質問でもございしたらお答えいたします。

○大矢委員長 以上をもつて参考人の意見を聴取いたしました。それでは質問がございましたら、受け付けます。

○丹羽委員 永田参考人にちよつとお尋ねをしたいと思ひます。お話の中に、やはり植林等の関係並びに林道等を創設する等の関係で、周囲の住民の大きな犠牲の上に、そのものは生長するものである、だからして今お話のあつたように、固定資産税というふうな考え方であるべきではあるが、それでは植林意欲というものはなくなる、だから生長した後これを売却するときに、とるというところで、創設するに賛成せられたような考え方のお話がございまして、これは今もつて国会に廃止の運動がされております。今日先生のお話をきいておきますと、これは廃止した方がよいというふうな意見のようでありまして、どうもその理由がはつきりしておらぬ。今お話を聞いてみると、現地の二、三カ所を調査した、その調査した結果負担の不均衡というものが種々見受けられて、そういうトラブル等が起るおそれがあるの、廃止した方がよいというふうな話でございませうが、その負担の不均衡というふうな点についての事例を、一つあげていただきたいと思います。

○永田参考人 私の説明に若干足りないところがあったように思ひますが、

実は立木に対する固定資産税はとつてもいいように思ふがというふうにお聞き取りになつたように思ふのであります。が、実はこれはそういふのでございませう。立木に対して固定資産税をとるといふことは、固定資産税は減価償却可能な資産に對してかけるという趣旨からいつておかしい、根本的におかしい、立木は減価償却できる資産ではないといふところから、それはおかしいといふところが一点。それから第二点は、実は先ほどちよつと申し上げた、富裕税についていろいろ問題があつた、こう申しました。これは富裕税をかけるときの評価が、何のたれ兵衛の持つておる山の山林面積がどれほどあつて、その評価額がどれほどであるかといふことが、相続税のようになるとき、オケージョナルに起る問題であり、個々に調査ができるわけでありませう。それでない、ちよつと先ほどお話を二カ月や三カ月の間で評価することのできないと同じように、特に山の立木の場合その評価をすること、これは、これはどういふ不可能なことであるといふようなことから、立木に対する固定資産税というものは、理論上もとるという根拠はない、またかりにそれがあつたとしても、それは現実にできないだらうといふふうにお話し申し上げたつもりであるのであります。

それは、現地調査をしたらしいが、その実情をあげると言はれますことにつきましては、たとえば北海道の浦河町とか、あるいは長野県の福島町の奥に王滝という村がございませう。そういうふうな国有林の多い地方におきましては、これは何と申しまして、先ほど申し上げたように、国有林の役人が徴税義務者となつて、そうして払い下げ単価がはつきりわかつておるわけでありませう。その払い下げ単価に對して百分の六という課税をするといふことになりませう、これはむしろ額面通りびつしやりきまつてくる。ところが民有林の多い地方になりますと、いわば村の木材引取税の収入予定額が十万円か二十万円程度のもので、その村から生産される木材が十万円とか二十万円といふことになれば、せいぜい五円か十円とればそれでは足りておつた。ところが今度、昨年七月に自治庁がお出しになつたその課税標準額を見ると数十円になつておるといふことから見ると、今までに比較すると何十倍かにはなる。こういうことでは、実情としては、従来の負担から一躍飛躍的に大きな増税になる。従つて私としては、従来はそれほどにも思つていなかったのだけれども、考え方を改めざるを得なくなつた、こういうふうにお話し上げたのでございませう。

○丹羽委員 そうすると参考人の御意見は、ただその課税をするときに税の負担というものが不均衡になつてくる、今までのようなわずかな税であつた、今までのようなわずかな税であつた、改定された税でいくと、その開きというものが非常に大きくなつて、それによつていろいろの問題が生じてくる、こういう御意見のようでありませう、それはどの業種でもあつて、とあつて、税を公平、平等にかけるといふことはきつめて困難なことである。しかし安んじうちは少々文句があつてもいいけれども、高くなつたらそういう文句が多くなつてくるので、そういう税金は廃止した方がよい、これだけの結論のように思ひますけれども、まだその他の問題があるのではありませんか。と同時に先ほど先生のおっしゃいましたように、需給関係なんですから、伐採よりも需要の量の方が多くなれば、当然消費者が負担する、たくさん伐採しても需要量が少なければ逆の現象になつてくる、こういうことなんですか、これは一つの国家の育成により国民の協力によつて成長されたものの責任を持たなければなりません。それで今御説のように、これが成長されるには多くの協力があるいはまた見えるところの協力があつて成長したものである。たとえば林道でありあるいは植林の育成であり、こういうものが全然廃止されるならば、今先生のお話のありましたように、固定資産税の問題も、財産税のような形においても、何らの負担を負うものはない、つまり、その点どういふふうな考えを持っておられますか、一つ承りたいたいと思ひます。

○永田参考人 そのことにつきましては、実は本税の創設される時分には、これは都道府県税として衆議院を通じて参つたのでございませう。ところがどういふ都合か、参議院でこれを市町村税に改正されたといふような実情がございまして、従つて私としては、本税は都道府県税でよくべきであつた、にもかかわらず市町村税に改正したことによつて、本税の存続の意義がなくなつたといふふうな考へておるわけでありませう。

○丹羽委員 もう一点だけ関連してきつめて簡単に尋ねますが、そこで

廃止されると、今後災害とか、あるいはまた植林の育成というふうな問題、林道の開発というものに、果なり市町村は協力しないというおそれが将来生じてくることは考えられないか、この点を一つ承わっておきたいと思ひます。

○永田参考人 お答えいたします。具体的問題につきましては、私としては何とも将来のことについて、本税をなくした場合に治山工事、林道その他の国の助成をする分に対する地方自治体なり県の意欲と申しますかそれがなくなるかどうかということは、ちよつと私としても今ここですぐどうというお返事はいたしかねるのでございますが、これは、想像と申しますか私の感じとしては、ないと思ひます。ただ、都府県の財政といひますかそちらとしては、そういう財源や何か全然なくなるわけですから、ちよつと困りはしないかなという感じは持つております。

○鈴木(直)委員 永田参考人にお伺ひしますが、木材引取税の廃止の根拠ははつきりつかみ得ないのですが、とにかくこれを廃止することにしまして、地方財源が非常に困る、しかも山間の町村が非常に困るということになるわけですが、もちろんこれは目的税としてできたかもしれませんが、現実にはやはり一般の財政需要にこれが充てられるという現状にあるわけです。もちろん他の交付税その他で補うこともできるであらうが、町村としては莫大な土地を持つておる、山林を持つておるといふ点からして、それをとつていくという観点から、これがなくなつた場合に主として国有林地を持つて

いる町村に關係があると思うのですが、国有の土地に固定資産税をかけていく、こういう方法を考える方がいいのではないかと考へ方を持つてゐる人もあるやうなものです。もちろんこれは民有地を持つておる町村のためには木材引取税に關係する部分はなくなくなるわけですから、莫大な固有地を持つておる町村が非常に多い、これが国有林として出てゐる場合の木材引取税として、相當の収入を得てゐる、こういう点から国有地に固定資産税をかけるという考へ方についてはどういふお考へでしょうか。

○永田参考人 實は大へんむづかしい問題で、これも将来の問題ですから、想像といふやうな結果に陥らないとも限らないのでございまして、私もどつちとしては實は国有林は本来から言へば固定資産税を負担すべきものと考へております。そうしてそういう税を負担してもなおかつ国有林事業がプラスになるというやうな經營をすることが、国有林の技術者の使命だ、かように思つておるのでありますが、今の段階では御承知のやうに国有林の地方交付金という制度がございまして、これは果してそのやうに運用されておるかどうかが、その点は若干疑問があると思ひますが、もしその土地が国有林でなければ当然負担すべき固定資産税に相當する金額になるものを交付金として下げる渡すという形をとるべきだと思つておつたのでありますが、国有林特別会計の予算も必ずしも案ではなさそうでございますし、民間の山林所有者が負担しておると同じやうな固定資産税を国有林に課するということになると、これは金額が莫大なものになると、そんな

るとたとえば国有鉄道であるとかその他専売公社であるとか、そういうたやうなものも全部ひくくする、そういう固定資産税相當額を負担しなければならぬといふことになつてくるのではなからうかと思ふので、影響するところがはなはだ廣うございまして、單に国有林だけの問題でどうだといふ御質問でございしましたら、私は今の御意見に賛成でございます。

○丹羽委員 小野参考人に簡単に尋ねたいと思ひますが、トラククの立場において、あなたはいろいろと軽油自動車と申しますか、そちらの方を強調しておるやうでございまして、もちろんトラクク協会の会長という御資格でおいでになつたのだから、こういう面に力をお入れになるのも當然だと思ひますが、ただ日本の自動車は、ここにも書いてありますやうに軽油を使つておるのはトラククばかりではなくて、おもにバスなんか非常に軽油自動車を使つておるやうに私は考へますが、そちらの方の現在の状況を、きわめて簡単にだけつこうでありますからお聞かせをいただきたいと思ひます。續いてもう一点だけありますから、委員長にお許しただけのやうにお願いいたします。

○小野参考人 お答え申し上げます。御指摘のやうに私から主としてトラククに例を求めて御説明申し上げたのは御意見の通りでございます。しかしながら公述のときにもちよつと触れておりましたやうに、主としてこの軽油自動車、すなわちディーゼル自動車を使つておりますものは、一般大衆の足となつておりますバス及び一定の路線を

定めて運行するトラクク、こういうことをまず申し上げたつもりでありまして、その中でトラククの例をあげればこうである。従つてバスの点を申し上げますと、大抵現在軽油自動車はわが国で四万両ありあると記憶いたしておりますが、バスの方はこの軽油自動車を使用いたしまして、重要な旅客の運送事業に従事しておりますことは申し上げるまでもないので、特にバス事業は戦時中諸般の事情からその完全な機能を發揮することができなかった。それが終戦後燃料資材等の關係から、昭和二十四年ごろから現在のやうに非常な發展をいたして参つたのであります。

て、國民の皆様の足としてサービスを提供しておるわけであります。しかも最近ではだんだん大型化して参りまして、四十人あるいは五十人の多数の方方を輸送する目的で、わが國産車といひましたも優秀な車が製造されまして、津々浦々に至るまで鉄道の輸送と相俟つて、わが國民のために輸送の業務に尽しておるやうな次第で、特にこの軽油自動車の使用が政府からだんだんと奨励されて参りました以後におきましては、バス事業は極めて輕油自動車に切りかえて最も經濟的な合理的な事業經營をやることによりまして、で

きるだけ運賃も上げないでいいサービスを國民の皆様に提供するというやうな目的で、現在大々的發展を遂は來たておるやうな次第でございまして。大抵バスの營業用は一萬七千五百両と申しておりますが、トラククの方は九千八百両、バスが一萬七千両、トラククが營業用、自家用を合せまして二萬兩、總計で大体四萬兩、こういう数字になつておるやうであります。ただいま申

し上げましたのはガソリンでなしに輕油自動車の兩数でありまして、輕油自動車は一般國民のために非常に重要な輸送に従事しておるかといふことを、これによつて証立して得るのではないかと。概要であります、バス事業につきまして一言申し上げておきたいと思ひます。

○丹羽委員 もう一点だけお尋ねしたいと思ひます。今概要をお聞かせいたしましたが、要は輕油の自動車を使つておるバス事業がトラクク事業と同様に非常に不況といひますか、そういうやうな立場にあるので、またこれを上げられては當然深刻になる、こういうやうに解釈をされていただいてもいいかどうかということであり

ます。それともう一点だけ伺ひますが、今年の二月八日に自治庁並びに運輸省の關係官を招致して、税の問題の意見の交換をなさいましたときに、自治庁の府県税課長は、自動車税は逐年引き上げられ、車両相互の負担も均衡を得て安定したものと思はれるから引き上げは現在のところ考へていない、こういうことを言つたといふことであります。これには間違いないと思ひます。

そこでこれについて私がお尋ねしたいと思ひますことは、先回この委員会で、自治庁長官から自動車税の税法の改正について説明がありましたときに、ガソリン税には道路税といふのがつくから、これと均衡を保つために輕油の方を上げるのだ、こういうやうな御説明があつて、社会党の北山先生でありますか、道路税がガソリン税につかないやうになつたならば輕油の方を上げるということについては再考す

るかというお尋ねがありましたときに、自治庁はその答弁に苦しんで、そして長官も政務次官も関係者もはつきりしたことを言っておられない。それにもかかわらず、あなたの方に對してはそうではなく、ガソリン税の引き上げとかあるいは道路税というような問題でなくして、一般の均衡を保つために上げるのだというようにことで了解を求められておるようであります。議會においてその答弁に苦しんでおる自治庁が、あなたの方に行つてそういうような、先には上げないと言ひ、今度はガソリン税で追いつめられて、均衡を保つために上げるのだというような、別な考え方の説明をしておられるようでありましたが、そういうような説明をしたことがあるかどうか、その二点を承わりたいと思ひます。

○小野参事人 まづお尋ねの第一点は、バス事業が今回のような軽油自動車に關する自動車税の引き上げがあつた場合にどういふ状態になるか、また現況はどうかというお尋ねであります。が、先ほど公述の中でも申し上げましたように、御承知のようにバス事業も津々浦々に発達して参りまして、こういうふうな飽和状態になつた場合におきましては、事業の合理化をやつて一そう堅実な経営をやつていかなければならない、こういう段階にあると思ひます。従つてこれ以上さらにここで租税公課を増徴されることによつて、その経営状態がさらに悪い方向に向つていくといひますと、せつかく粒々辛苦して今日のバス事業の発達段階にまで持つて参りました努力が、大きく言へば水泡に帰する。できるならば国家といひましても、この種のバス事業

が鉄道事業と相まつて国の重要な旅客運送の使命を達成するように、できるだけ事業経営の合理化をさせる意味において、租税公課の負担は相なるべくはできるだけ軽減の措置をとつていくというくらいは配慮があつてしかるべきではないか。同時にバス事業がほとんど飽和状態に達しておるという実情を十分ごしんしゃくいたされたかというものが、私の公述の内容であつたわけでありまして、その点についての御答弁をいたしたいと思ひます。

それから、軽油自動車のみならず、自動車税について自治庁当局が現在の状態でもよろう、これ以上に引き上げをするような考えはないかというふうな話があつたが、これはどうかという御質問でございますが、この点につきましても、ただいま御指摘のありましたように、二月ごろであつたかと思ひますが、業界としては税制の問題に重大な関心を持つておりました、毎年々々自動車税が引き上げられるのが数年来の慣習のようになっておるもので、また昭和三十年年度から自動車税が引き上げられるのではないかと薄氷を踏むような思ひで、事業経営者としては税金のことをしつちゅう心配しておりました。それで、一度自治庁の關係の方々に税制の問題についていろいろとお話を伺うこともつて、こうじゃないかというので、そういう機会を設けたのであります。當時はまだ政府は、自動車税については税金を引き上げるといふことの確定的な御見解は持つておられなかつたのではないかと、従つて關係の方も、今のところは自動車税について、これをさらに引き上げるといふようなことは考えていないといふことを

言われたものと私は解しておる次第であります。その後いよいよガソリン税の問題を中心として地方道路税創設の問題が、四月何日でありましたか閣議決定がされまして、これを国会に提案するといふように、だんだん具体化して参つたのであります。それと関連して、ガソリンを使う自動車の負担が重くなるのだから、それとの均衡上軽油を使用する自動車すなわちディーゼル自動車については自動車税の形で、増税をするような考え方が出て参つたように私は伺つたのであります。従つて私どもは理解するところは、ガソリン税の増徴に伴う負担の加重というものと、軽油自動車の場合の地方税法の一部改正をする場合における自動車税の増徴といふことは関連があるものである、そういうふうな私どもは理解をいたしておりました。従つて本日公述の内容におきまして、私どもとしてはさきよに解しておる、従つてこれと全然別個の軽油自動車並みの増税をはかるといふことについては納得ができませんといふことを、先ほどの公述で申し上げたやうな次第であります。

○鈴木(直)委員 永田さんに伺ひますが、先ほどのお話によりますと木材引取税は市町村税だからいけないのだ、府県税ならいいのだといふふうな事は聞いたのですが、あまり突っ込んでお話を聞くことは申しわけないので、すけれども、この木材引取税を参議院で修正をする場合に、私も關係したし、ここにおる小野君も地方行政委員でしたけれども、これは市町村に直接關係がある税である電気ガス税と木材引取税を、府県税にするか市町村税にするか

といふことで、両方の団体において大いに取り合ひをした。そのときはこの二つは市町村にいくことが妥当であらうといふことで修正をしたのであります。木材のあるところは山村が非常に多い。従つて府県税だと一般的になるし、山村には税源がないのだから、府県よりも市町村税がいいだろうといふ考えのもとに、これを市町村税にしたのであります。今のお話では府県税なら賛成できるけれども、市町村税なら反対だといふことですが、今問題になつておるのは、どつちの税にするかといふことではなくして、木材の引き取りといふことに對して税をかけることが、妥當か妥當でないかという制度の問題を題目にしているのです。それに対する解決が与えられていない。従つてあなたの考え方は、都道府県税ならば木材の引き取りに課税してもよろしいといふのですか、あるいは引き取らないといふ点において課税するのはいまいち少しく聞きましておきたいと思ひます。

○永田参事人 御質問の第一点は、都道府県税ならばよろうかといふふうには御理解下さつたやうであります。が、本税が昭和二十六年の改正に際して都道府県税として提案されたときに、市町村税に参議院で修正可決された。そのときの氣持としては、私は都道府県税で残しておくべきである、かやうに考えた、と申し上げたのでございまして、都道府県税であるなら妥當だといふふうには申し上げたのではないのであります。本税を存置することが妥當か、廢止するのが妥當かといふことについての理由がいまいちと言われま

したことにつきましては、私としては当然廢止すべきである。その理由は、御承知の一般諸物資に對する取引税が、流通課税として妥當な税でないから、廢止をする。従つて木材についてもそれと同じ理論で、当然廢止するべきであつたのだけれども、立木について固定資産税をかけるというやうな氣持を持つておられる自治庁の方々の考えから見ると、全然立木を野放しにしてしまふといふことも困るから、いゝわば理論的には賛成ではないけれども、実情としてはやむを得ないのじやないか、こういうふうな考えをたつてございします。このことは、シャウブ税制調査団の報告書にもそのような意味でございまして、本来からいへば、当然昭和二十六年の税制改正に際しては、本法は撤廃されるべきものであつたと私は考えます。私としてもそのやうに希望しておつたのでございします。

○大矢委員長 他にございせんか。質問がないやうでしたならば、この程度にいたしたいと思ひます。参事人各位に一言ございさつ申し上げます。長時間にわたつて御意見を拝聴し、本案の審議に重要な効果をもたらして、参考になつたことを、厚く委員会を代表してお礼を申し上げます。どうも御苦勞さまでございします。ではこれをもちつて本日は散會いたします。なお次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後四時三十二分散會